

分科会における検討結果
（考えられる制度・施策の概要案）

分科会における検討結果（考えられる制度・施策の概要案） 目次

〔第1分科会〕

刑の全部の執行猶予制度の在り方	1 頁
自由刑の在り方	7 頁
社会内処遇に必要な期間の確保	11 頁
若年受刑者に対する処遇原則の明確化，若年受刑者を対象とする処 遇内容の充実，少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調 査の充実	13 頁

〔第2分科会〕

宣告猶予制度	16 頁
罰金の保護観察付き執行猶予の活用	22 頁
若年者に対する新たな処分	24 頁

〔第3分科会〕

起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方	38 頁
保護観察・社会復帰支援施策の充実，社会内処遇における新たな措 置の導入及び施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方	46 頁

刑の全部の執行猶予制度の在り方

第1 保護観察付き執行猶予中の再犯についての執行猶予

考えられる制度の概要

刑の全部の執行を猶予されて保護観察に付せられた者が、その期間内に更に罪を犯した場合であっても、情状に特に酌量すべきものがあるときは、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができるものとする。

〔補足説明〕

現行法上、保護観察付き執行猶予の期間内の再犯については再度の執行猶予を言い渡すことができないとされているところ（刑法第25条第2項ただし書）、若年犯罪者等の改善更生及び再犯防止を図る観点から、保護観察付き執行猶予の期間内に再犯に及んだ者に対し、社会内処遇を継続することを可能として、処遇の選択肢を広げ、より適切な処遇を可能にするとともに、このような現行法上の取扱いが、初度の執行猶予を言い渡す際に保護観察に付することをちゅうちょさせ、保護観察付き執行猶予が十分に活用されているとは言い難い状況の一因となっているとの指摘があることも踏まえ、保護観察付き執行猶予の期間内の再犯についても再度の執行猶予を言い渡すことができるようにして保護観察付き執行猶予の活用を図るものである。

もっとも、執行猶予の取消しによる心理的強制によって再犯防止を図るという執行猶予制度の機能が損なわれることのないよう、再度の保護観察付き執行猶予の期間内の再犯については、更に執行を猶予することはできないこととしている。

本制度は、若年犯罪者に対する社会内処遇の充実も趣旨の一つとするものであり、現在の運用上も、若年であることが保護観察に付する際の積極的な考慮要素とされていることからすると、少年法の少年の上限年齢が18歳未満に引き下げられた場合、18歳及び19歳の者について、本制度を設けることにより、より一層保護観察付き執行猶予の活用が図られるものと考えられる。

第2 再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期

考えられる制度の概要

執行猶予の期間内に更に罪を犯した者に再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる懲役又は禁錮の刑期の上限を2年に引き上げる。

〔補足説明〕

現行法上、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる懲役又は禁錮の

刑期の上限は1年とされているところ（刑法第25条第2項本文）、若年犯罪者等の改善更生及び再犯防止を図るとの観点から、1年を超える刑とせざるを得ない場合であっても社会内処遇を行うことを可能として、処遇の選択肢を広げ、より適切な処遇を可能にすることとするものである。

その場合の刑期の上限については、近時の量刑状況に鑑みると、執行猶予の期間中の再犯について2年超3年以下の刑が言い渡されるような事案について、再度の執行猶予を言い渡すことが相当とは言い難いと考えられること、初度の全部の執行猶予の場合と同じく3年とすると、執行猶予の取消しによる心理的強制によって再犯防止を図るという機能を損なうおそれがあることなどから、2年とすることとしている。

第3 執行猶予を取り消すための要件の緩和

考えられる制度の概要

刑の全部の執行を猶予されて保護観察に付せられた者が、遵守すべき事項を遵守しなかった場合は、その情状が軽いときを除き、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができるものとする。

〔補足説明〕

1 趣旨

現行法上「情状が重いとき」に限定されている遵守事項違反による執行猶予の取消し（刑法第26条の2第2号）について、その要件が厳格であって執行猶予を取り消すべき場合に適切に取消しが行われていないとの指摘があるところ、保護観察の遵守事項の遵守を促し、その実効性を確保するため、遵守事項違反があった場合には、その情状が軽いときを除き、執行猶予を取り消すことができるものとするものである。

2 その他（制度の採否に関わる事項を含む。）

本制度については、第1や第2の制度により保護観察付き執行猶予の活用を図ることとするのであれば、保護観察の過程において多少の失敗をすることはやむを得ない以上、執行猶予を取り消すための要件を緩和することは適当でないとの意見、法律上の要件を改めても、実際に執行猶予が取り消されるのは重大な遵守事項違反がある場合に限られ、現行の運用と異ならない結果になるのではないかとの意見、遵守事項違反による執行猶予の取消しは、社会内処遇を途中で終了させる強力な不良措置であることから、本部会で検討されている施策も含めた社会内処遇の在り方全般を視野に入れて、その必要性を更に検討すべきであるとの意見等があった。

なお、本制度を設けるのであれば、保護観察期間を執行猶予期間よりも短期間にし得る仕組み、執行猶予期間中の行状を考慮して早期に保護観察を終了させ得る仕組み等を併せて設けることを検討すべきであるとの意見もあったが、これらに対しては、裁判所が個々の事案ごとに、執行猶予期間と別に、保護観察の期間を適切に定めることは困難であるとの意見、本部会における保護観察の仮解除についての検討の結果等も踏まえて、必要性を更に検討すべきであるとの意見等があった。

第4 猶予期間経過後の執行猶予の取消し

考えられる制度の概要

- 1 刑の全部の執行猶予の期間内に更に罪を犯し、その罪について猶予の期間内に公訴を提起されて、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しが無い場合は、猶予の期間経過後にその刑に処せられたときであっても、執行猶予の言渡しを取り消さなければならないものとする。
- 2 刑の全部の執行猶予の期間内に更に罪を犯し、その罪について猶予の期間内に公訴を提起されて、罰金に処せられた場合は、猶予の期間経過後に罰金に処せられたときであっても、執行猶予の言渡しを取り消すことができるものとする。
- 3 猶予期間経過後の執行猶予の言渡しの取消しについては、刑法第27条の規定にかかわらず、その取消しの時から刑の言渡しが効力を有するものとする。
- 4 猶予期間経過後の執行猶予の言渡しの取消請求は、更に犯した罪について刑に処せられた後一定の期間内に、これをしなければならないものとする。
- 5 刑の一部の執行猶予についても、猶予期間経過後の取消しについて、1から4までと同様の内容の規律を設けるものとする。

〔補足説明〕

1 趣旨等

現行法上、執行猶予の期間内に更に罪を犯した場合、執行猶予を取り消すためには、猶予期間経過前に、更に犯した罪に係る有罪判決が確定した上、執行猶予の取消決定がなされる必要があるとされている。そのため、猶予の期間の経過前に再犯に及んでも、その罪の裁判の確定時期や執行猶予の取消手続の状況如何によって、執行猶予の取消しができなくなるという不公正な事態が生じているとの指摘があることや、猶予期間の満了が近づくとつれて、執行猶予の取消しによる心理的強制により再犯防止を担保するという執行猶予制度

の機能が低下することを防ぐ必要があることから、猶予期間経過後に執行猶予を取り消して刑を執行できることとするものである。

執行猶予制度は、有罪判決に基づく刑の執行を一定期間猶予し、その間に更に罪を犯すなどの取消事由が生じないことを条件として、現実には刑の執行をしない制度であり、再犯を理由とする執行猶予の取消しにおいて本質的に重要なのは、猶予の期間経過前に罪を犯し、かつ、そのことが裁判において認定・確定されたことであると考えられる。

そうすると、執行猶予の期間内に更に罪を犯し、その罪の有罪裁判が確定した場合には、執行猶予者の地位の安定に配慮し、猶予期間内の再犯について、その期間内に公訴が提起されることを要するものとした上で、猶予期間経過後であっても執行猶予の取消しを可能とすることも許容されることが考えられる。

2 概要

(1) 概要 1 及び 2 (取消事由) について

猶予期間経過後の執行猶予の取消しについて、現行法（刑法第 26 条第 1 号、第 26 条の 2 第 1 号）におけるのと同様に、禁錮以上の刑を言い渡された場合には、必要的に取り消されるものとし（概要 1）、罰金を言い渡された場合には、裁量的に取り消されるものとしている（概要 2）。

(2) 概要 3 (執行猶予の取消後の刑の言渡しの効力) について

前記 1 のとおり、再犯を理由とする執行猶予の取消しにおいて本質的に重要なのは、猶予の期間経過前に罪を犯し、かつ、そのことが裁判によって認定・確定されたことであると考えられることからすれば、猶予期間経過後の執行猶予の取消しについては、猶予期間を経過したときに刑の言渡しが効力を失うこととしている刑法第 27 条の規定にかかわらず、取消しによって刑が執行できるものとするだけでなく、「刑に処せられた」ことによって生じる効果、すなわち、資格が制限され、また、更に執行猶予を言い渡すことができないという効果が生じるようにすべきと考えられる。

そして、執行猶予が取り消された場合、遡及的に、猶予期間経過時から刑の言渡しが効力を失っていなかったものとするのは、対象者の地位の安定や社会の法的安定性が損なわれ、相当でないと考えられるので、執行猶予の取消しの時から、将来に向かって前記制限を課すことができるようにすることとしている。

(3) 概要 4 (執行猶予の取消しの請求期間) について

概要 4 では、猶予期間経過後の執行猶予の取消しを可能にする場合、猶予期間中の再犯について有罪判決が確定した後、いつまでも執行猶予の言渡し

の取消請求が可能であるとする、執行猶予者の地位が著しく不安定になりかねないことから、執行猶予の言渡しの取消請求を一定の期間内に行わなければならないものとしている。なお、具体的な期間については、実務的な観点からの調査を十分に行った上で確定する必要があると考えられる。

(4) 概要5（刑の一部の執行猶予）について

刑の一部の執行猶予制度については、猶予部分に関して、基本的に全部執行猶予と同様の規律がなされており、全部執行猶予の猶予期間経過後の取消しを認める前記1の趣旨も同様に妥当することから、一部執行猶予の期間中に再犯に及んだ場合について、猶予期間経過後も執行猶予を取り消して刑を執行できるものとするものである。

なお、仮釈放中に再犯に及んだ場合にも期間経過後の取消しの制度を設けることについては、仮釈放の法的性質との関係でなお検討すべき問題が多い上、仮釈放の取消しは、現行法上執行猶予の取消しよりも迅速な対応が可能であり、制度的対応をしなければならない実際的な必要性も異なるのではないかの意見があった。

3 その他

本制度を設ける場合には、執行猶予の取消しについて、経過した猶予期間分を考慮して、刑の一部の執行を免除し得る仕組みを併せて設けることを検討すべきであるとの意見もあったが、これに対しては、実務上、再犯の刑を定める際、執行猶予が取り消されることも考慮していると考えられるとの意見、行為責任に基づいて定められた刑の一部の執行を免除することが正当化される根拠が問題となるほか、免除の当否や期間等を判断するための適切な基準を設けることができるかなどについても慎重に検討する必要があるとの意見等があった。

第5 資格制限の排除

考えられる制度の概要

刑の全部の執行を猶予された者については、法令に特別の規定がある場合等を除き、人の資格制限に関する法令を適用しないものとする。

〔補足説明〕

現行法上、刑の全部の執行を猶予された場合も含めて刑に処せられた場合には就業等を制限する規定が存在するが、執行猶予の言渡しを受けた者の社会復帰を促進して改善更生を図るため、執行猶予の言渡しを受けた者について、原則として、人の資格制限に関する法令を適用しないこととし、例外として、法

令に特別な規定がある場合や裁判所が特に人の資格制限に関する法令の適用を言い渡した場合に限って資格制限がされるものとするのが考えられるとの意見があった。

本制度において、原則として一律に資格制限規定の適用を排除する点に関して、犯罪者の改善更生という刑事政策的目的が、個々の資格制限規定が設けられている行政目的よりも常に優先することにはならないとの意見、裁判所が資格制限の法令を適用し得る点に関して、刑事手続において、裁判所が個々の事情に応じて刑事政策的目的よりも行政目的を優先すべきか否かを適切に判断することは困難であるとの意見、平成29年12月に閣議決定された再犯防止推進計画に基づき、犯罪をした者等の就労の促進の観点から需要が見込まれる業種に関し、前科があることによる就業や資格取得の制限の在り方について検討を行った上、各府省において、所管の資格制限等について見直しの要否を検討し、必要に応じた措置を実施することとされていることから、刑の全部の執行を猶予された者に対する資格制限の在り方についても、まずは、その検討に委ねるのが相当であるとの意見等があった。

また、本制度の対象者について、少年法の少年の上限年齢が18歳未満に引き下げられた場合における18歳及び19歳の者を対象とすることが考えられるとの意見もあったが、これに対しては、少年の上限年齢が引き下げられた後は、18歳及び19歳の者も、他の成人と同様に保護処分の対象となる余地がないこととなる以上、特に資格制限規定の適用についてのみ他の成人と異なる扱いをすることの根拠が問題となるとの意見があった。

自由刑の在り方

考えられる制度の概要

懲役及び禁錮を単一化して新たな自由刑（以下「新自由刑」（仮称）という。）を創設する。

1 刑の種類

死刑，新自由刑，罰金，拘留及び科料を主刑とし，没収を付加刑とするものとする。

2 新自由刑

(1) 新自由刑は，無期及び有期とし，有期新自由刑は，1月以上20年以下とするものとする。

(2) 新自由刑は，刑事施設に拘置して，作業を行わせることその他の矯正に必要な処遇を行うものとする。

(3) 新自由刑等の加重減輕

① 死刑又は無期の新自由刑を減輕して有期の新自由刑とする場合には，その長期を30年とするものとする。

② 有期の新自由刑を加重する場合には30年にまで上げることができ，これを減輕する場合には1月未満に下げることができるものとする。

③ 新自由刑に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に更に罪を犯した場合において，その者を有期の新自由刑に処するときは，再犯とし，再犯の刑は，その罪について定めた新自由刑の長期の2倍以下とするものとする。

④ 死刑を減輕するときは，無期の新自由刑又は10年以上の新自由刑とするものとし，無期の新自由刑を減輕するときは，7年以上の有期の新自由刑とし，有期の新自由刑を減輕するときは，その長期及び短期の2分の1を減ずるものとする。

3 各則の罪の法定刑

無期懲役及び無期禁錮は，無期新自由刑に改め，有期懲役及び有期禁錮は，「懲役」，「禁錮」，「懲役又は（若しくは）禁錮」のいずれの場合においても，長期及び短期を現行のものと同じくする有期新自由刑に改めるものとする。

〔補足説明〕

1 趣旨等

(1) 受刑者の改善更生及び再犯防止は，刑罰の目的の一つとして，近時，そ

の必要性及び重要性についての認識が高まってきているところ、その実現のためには、具体的な処遇の内容を、各受刑者の特性に応じた、改善更生及び再犯防止に資するものとするにより、刑事施設内における処遇の充実を図っていくことが重要である。

このような観点から、受刑者に対する処遇の内容を見ると、現行法上、受刑者に対して、矯正処遇等として、作業を行わせるとともに、改善指導等の各種指導を行っているところ（刑法第12条第2項、刑事収容施設法第84条第1項、第85条第1項、第92条、第93条、第103条、第104条）、このうち、各種指導については、犯した罪に対する反省を深めさせて、規則正しい生活習慣、健全なもの見方、社会生活において求められる協調性等を身に付けさせ、改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適應する能力の育成を図る効果が期待できるものであるから、全ての受刑者に対して、その特性に応じた各種指導に服することを義務付けるべきであると考えられる。

他方で、作業については、規則正しい勤労生活を維持させ、社会生活に適應する能力の育成を図り、勤労意欲を高め、職業上有益な知識や技能を習得させるなどの機能があり、改善更生及び再犯防止の観点からも重要な処遇方法であるものの、各受刑者の特性に応じた処遇という観点からは、例えば学力の不足により社会生活に支障がある者など教育等を十全に行うべき若年者に対しては、必ずしも一律にこれを行わせるのではなく、作業を大幅に減らし、又は作業をさせずに、改善指導や教科指導を行うなど、個々の事情に応じて、柔軟な処遇を行うことも可能とすべきであると考えられる。

- (2) しかし、懲役については、刑法第12条第2項が「作業を行わせる。」と規定しており、一定の時間を作業に割かなければならないことから、現行法上、各受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を行うことには限界があると考えられる。

また、従前は、破廉恥犯か否かという犯罪に対する国の基本的評価の差を明らかにする必要があるという考え方の下、懲役と禁錮とを区別していたとされるが、現在では、このような区別は重要とまではいえず、禁錮受刑者が相当少数にとどまっている上、その多くが自ら申し出て作業を行っている現状では、あえて禁錮を存置する実益に乏しいとの意見も示されている。

- (3) そこで、本制度においては、懲役と禁錮を単一化して、改善更生及び再犯防止のために受刑者の特性に応じて適切な処遇を行うことを可能とする新たな自由刑を創設することとし、刑の種類について、懲役と禁錮を単一

化して新自由刑とすることとしている（概要1）。

なお、拘留については、比較的軽微な犯罪に対する自由刑であって、法的効果においても懲役及び禁錮とは異なる点が多いことなどから、新自由刑に単一化せず、引き続き存置することとしている。

2 新自由刑の内容及び各則の罪の法定刑等

(1) 新自由刑の内容及び各則の罪の法定刑等

ア 各受刑者の特性に応じた適切な処遇を可能とするという新自由刑を創設する趣旨から、新自由刑について、刑事施設に拘置して、作業を行わせることその他の「矯正に必要な処遇」を行うものとするとしている（概要2(2)）。

「矯正に必要な処遇」は、例示している作業を行わせることのほか、各種指導を含むものとして想定している。

イ 他方、新自由刑について、刑事施設への「拘置」だけでなく、「矯正に必要な処遇」を「刑の内容」とすべきかについては、「矯正に必要な処遇」も、本人の意に反して義務付けが行われ、それに法的非難としての否定的評価が備わっている以上、これを刑の内容として位置付けることには十分な理由があり、受刑者の意思に反して義務付ける以上、これを刑の内容と考えざるを得ないとの意見があった一方、「矯正に必要な処遇」は、苦痛を与えること自体を目的とするものではないことなどから、刑の内容と考えるべきでないとの意見もあった。

また、この点に関連して、「矯正に必要な処遇」を義務付ける規定の在り方について、これを刑の内容とすべきとの立場から、犯罪と刑罰に関する基本法である刑法に、新自由刑の内容として「矯正に必要な処遇」を行うことを規定すべきとの意見があったが、この点については、仮に「矯正に必要な処遇」を刑の内容と位置付けるとしても、「拘置」との間には性質上の違いがあることを踏まえた規定とすべきであるとの意見もあった。

(2) 各則の罪の法定刑等

刑法は、各則の罪の法定刑のうち懲役及び禁錮が選択刑とされているものの長期及び短期について、懲役と禁錮との間に差を設けず同じものとしており、法定刑の長期及び短期を定めるに当たっては、刑事施設に拘置する期間を基準としているものと考えられることなどから、新自由刑の下における各則の罪の法定刑、新自由刑の期間、有期の新自由刑の加減の限度、再犯加重及び法律上の減軽の方法について、現行の「懲役」、「禁錮」、「懲役又は（若しくは）禁錮」をいずれも、「新自由刑」に改めるものとしている（概要2(1)、(3)及び3）。

3 その他

改正法施行前に懲役・禁錮に当たる罪を犯した場合の処罰については、行為時法を適用して、新自由刑ではなく、懲役・禁錮を言い渡すこととすべきであるとの意見、改正法施行前に懲役・禁錮に処せられた受刑者に対しては、改正法施行後においても、新自由刑ではなく、従前の懲役・禁錮を執行することとすべきであるとの意見があった。

社会内処遇に必要な期間の確保

考えられる制度の概要

- 1 仮釈放（刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者の仮釈放を除く。）の期間は、残刑期間と同一の期間とし、ただし、その期間が6月に満たないときは、6月とするものとする。
- 2 仮釈放の処分を受けた者は、仮釈放の期間中保護観察に付するものとする。
- 3 2により付せられた保護観察は、残刑期間の末日を経過した後は、行政官庁の処分によって仮に解除することができるものとする。
- 4 仮釈放の処分を取り消されることなく仮釈放の期間を経過したときは、残刑期間の末日において、刑の執行を受け終わったものとする。

〔補足説明〕

1 概要1及び2（制度の枠組み）について

(1) 概要1及び2は、仮釈放の期間について、原則として残刑期間と同一の期間としつつ、残刑期間が法定期間の6月に満たないときは同期間とすることとした上で、仮釈放の期間中は保護観察に付することとしている。

法定期間の長さについては、仮に1年とした場合にはほぼ全ての者の仮釈放の期間が現状よりも延びることとなる一方、あまりに短いと改善更生及び再犯防止の効果が十分に期待できないことなどから、6月としている。なお、個別の事情に応じて法定期間を短縮することは、一旦裁判で確定した刑の執行終了を早めるものに他ならないことなどから、そのような仕組みは設けないこととしている。

また、刑の一部の執行猶予が言い渡された場合には、これにより、社会内で改善更生及び再犯防止を促すための期間が確保されることなどから、刑の一部の執行猶予が言い渡された者の仮釈放については、本制度の対象としないこととしている。

(2) 制度の枠組みに関し、仮釈放の期間について、残刑期間によるのではなく、裁判所が改善更生に必要な期間として定めることとする案も検討したが、これについては、再犯の危険性の有無及び程度を合理的に測定し、それに基づいて社会内処遇の期間を適切に設定することは困難であるとの意見、行為責任に応じて決定された刑を事後的に不利益に変更することとなる可能性を排除し得ず、責任主義との関係で問題が残るとの意見、手続の在り方によっては、一度確定した裁判の蒸し返しのような事態となるおそれがあるとの意見、そのため本制度よりも課題が多いとの意見等があった。

2 概要3（保護観察の仮解除）について

概要3は、残刑期間の末日を経過した後において、行政官庁の判断による保護観察の仮解除を可能としている。

これは、一律に法定された期間を最低限の仮釈放の期間とするため、個別の事情によっては、本来の満期日を経過した後は保護観察の必要がない者も想定し得ることや、保護観察は対象者にとって一定の負担を伴うものであることなどから、保護観察に付さなくとも更生が期待できるような場合には、途中で仮解除を認めることとしたものである。

3 概要4（刑の執行の終了時期）について

概要4は、仮釈放の処分を取り消されることなく仮釈放の期間を経過した場合には、刑の執行の終了時期を残刑期間の末日とすることとしている。

これは、6月の法定期間は、仮釈放者の改善更生及び再犯防止を目的として、社会内処遇の期間を確保するために設ける期間であることや、仮に刑の執行の終了時期を法定期間の末日とすると、対象者にとって資格制限等の点で現行よりも不利益となることなどから、政策的に、将来に向かって、刑の執行の終了時期を残刑期間の末日とするものである。

4 その他（制度の採否に関わる事項を含む。）

受刑者の改善更生及び再犯防止を図る観点からは、社会内処遇に必要な期間が確保されることが重要であることに異論はなかった。

他方で、本制度の当否については、仮釈放時の残刑期間が短い者は、問題性が比較的大きく、仮釈放の処分の取消しの可能性も小さくないと考えられるところ、再収容されて満期釈放となった場合にはもはや本制度の対象とならないことからすると、社会内処遇の期間を確保すべき必要性が大きい者については十分な効果を期待できないのではないかとの意見、残刑期間が短い仮釈放者はその期間を超えて保護観察が付されるのに対し、満期釈放者は釈放後に保護観察を付されることはなく、両者の間で負担のバランスを欠くことから、受刑者が仮釈放を望まなくなるなど、改善更生に向けた意欲を阻害するおそれがあるとの意見、本制度が対象者の負担増等の課題を上回る効果を発揮するためには、社会内での受け皿や処遇の充実等が図られることが前提となることから、まずはそのような環境の整備を優先し、その上で改めて本制度の導入を検討すべきであるとの意見等があった。

以上のほか、現行の仮釈放制度の積極的な活用を図るための制度的対応を検討すべきであるとの意見があり、これに対しては、実務上、受刑者の適切な帰住先の確保が課題となっていることから、先決問題として、まずは、そのような課題への対応を優先すべきであるとの意見があった。

若年受刑者に対する処遇原則の明確化，若年受刑者を対象とする処遇内容の充実，
少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実

第1 若年受刑者を対象とする処遇内容の充実

考えられる施策の概要

刑事施設において、次のように少年院の知見・施設を活用して、若年受刑者の特性に応じた処遇の充実を図るものとする。

- ① 少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行う。
- ② 特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣，生活技術，対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行う。

〔補足説明〕

若年受刑者は、可塑性に富む場合があり、改善更生のためにその特性に応じた矯正処遇を更に充実させることが重要であることから、少年院の知見・施設を活用して、①及び②のように若年受刑者を対象とする処遇内容の充実を図ることとするものである。これらの施策の実施については、法整備は要しないものと考えられる。

この点に関し、「少年院受刑の対象範囲」についても検討を行ったが、刑事施設において少年院の人的・物的資源やノウハウを活用した処遇の充実が図られるのであれば、若年受刑者の処遇の充実のために、少年院受刑を導入する必要性は乏しいものと考えられたことなどから、考えられる制度・施策には掲げていない。

第2 若年受刑者に対する処遇調査の充実

考えられる制度・施策の概要

- 1 次のように若年受刑者に対する処遇調査の充実を図るものとする。
 - ① 刑執行開始時に行う精密な処遇調査の対象者を拡大する。
 - ② 精密な処遇調査の実施要領を見直すなど、調査内容を充実させる。
- 2 少年鑑別所の長が刑事施設の長の求めにより行う鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限を、「20歳未満」から引き上げるものとする。

〔補足説明〕

1 概要1（精密な処遇調査の対象者の拡大等）について

若年受刑者に対し充実した処遇を行うに当たっては、その前提として、個々の受刑者の問題性を的確に把握することが重要であることから、①及び②

のように若年受刑者に対する処遇調査の充実を図ることとするものである。これらの実施については、法整備は要しないものと考えられる。

2 概要2（鑑別対象者の上限年齢の引上げ）について

刑事施設における若年受刑者の処遇調査において、少年鑑別所の鑑別機能を活用することができるようにするため、鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限を現行の「20歳未満」から引き上げることとするものである。引き上げる具体的な年齢については、少年鑑別所の組織・体制にも関わる事柄であり、実務的な観点からも調査・検討を行った上で確定する必要があると考えられることから、現段階では記載していない。

この点については、矯正実務において、26歳未満の者を対象として、一般的に可塑性に富む場合が多いことから、若年であることによる特性に応じた処遇を行うことが必要であり、高い効果を期待できるとして、処遇が行われてきていることを踏まえ、少なくとも26歳程度の者までは含まれるようにしてはどうかとの意見があった。

第3 若年受刑者に対する処遇原則の明確化等

考えられる制度の概要

1 若年受刑者に対する処遇原則として次のような内容の明文規定を設ける。

若年受刑者に対しその者の資質及び環境に応じた処遇を行うに当たっては、その者の年齢、精神的な成熟の程度その他若年であることに伴う個々の事情を踏まえ、その者の問題性の改善に資する手法及び内容とするように努めるものとする。

2 受刑者に対する社会復帰支援について次のような内容の明文規定を設ける。

(1) 刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。

- ① 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。
- ② 医療及び療養を受けることを助けること。
- ③ 就業又は修学を助けること。
- ④ ①から③までのほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

(2) (1)の支援は、その効果的な実施を図るため必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができるものとする。

(3) 刑事施設の長は、(1)の支援を行うに当たっては、保護観察所の長と連携を図るように努めなければならないものとする。

〔補足説明〕

1 概要1（若年受刑者に対する処遇原則）について

概要1は、刑事施設において、若年受刑者に対し、若年であることに焦点を当てた処遇の充実のための取組が確実に推進されるようにするため、個々の受刑者の資質及び環境に応じて処遇を行うことを規定する受刑者一般の処遇原則（刑事収容施設法第30条）に加えて、若年受刑者に対する処遇原則についての明文規定を設けることとするものである。

「若年受刑者」の範囲については、個々の受刑者によって、年齢、精神的な成熟の程度等の事情も、問題性とその改善を図るための処遇の手法及び内容も様々であり得ることから、一律にその対象を年齢で区切ることとはしていない。

若年受刑者の処遇を行うに当たって踏まえるべき「若年であることに伴う個々の事情」としては、例えば、性格、経歴、身体の状態、犯罪の状態、家庭環境、交友関係等が考えられ、努めるべき「問題性の改善に資する手法及び内容」としては、例えば、第1に記載したような処遇内容が考えられる。

なお、このような規定を設けることについては、若年受刑者以外の受刑者が、個々の問題性の改善に資する手法及び内容による処遇の対象外とされるようなことがないように留意すべきとの指摘があった。

2 概要2（受刑者に対する社会復帰支援）について

概要2は、刑事施設における受刑者に対する社会復帰支援の取組をより一層推進するため、社会復帰支援を刑事施設の長の責務とする明文規定を設けることとするものであり、少年院法第44条の規定に倣って、支援の具体的な内容を記載している。

社会復帰支援は、その性質上、強制的に行うことにはなじまないと考えられることから、受刑者の「意向を尊重しつつ」行うものとしている。

社会復帰支援の具体的な内容は(1)のとおりであり、基本的に刑事施設内で行うこととしているが、刑事施設内では適切な支援ができない場合があることを踏まえ、(2)において、必要な限度で刑事施設の外でも行うことができることとしている。

また、社会復帰支援は、保護観察所の長による生活環境の調整と重なり合う部分があることから、(3)において、保護観察所の長と連携を図るよう努めるものとしている。

宣告猶予制度

考えられる制度の概要

- 1 裁判所は、被告事件について犯罪の証明があり、 $\left\{ \begin{array}{l} 6 \text{月} \\ 1 \text{年} \end{array} \right\}$ 以下の懲役若しくは禁錮、 $\left\{ \begin{array}{l} 30 \text{万円} \\ 50 \text{万円} \end{array} \right\}$ 以下の罰金、拘留又は科料を言い渡すべき場合において、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況を考慮し、相当と認めるときは、決定で、6月以上2年以下の期間、判決の宣告を猶予することができるものとする。
- 2 前科に関する要件
 - A案** 前に禁錮以上の刑に処せられたことがある場合には、1の決定は、することができないものとする。
 - B案** 前科に関する要件は設けない。
- 3 宣告猶予期間中の保護観察
 - A案** 判決の宣告を猶予するときは、猶予の期間中、保護観察に付するものとする。
 - B案** 判決の宣告を猶予するときは、猶予の期間中、保護観察に付することができるものとする。
- 4 宣告を猶予する際の手続

裁判所は、1により判決の宣告を猶予する旨の決定をするときは、あらかじめ当該判決に係る判決書を作成し、これを検察官及び被告人又は弁護人に閲覧させなければならないものとする。
- 5 宣告猶予の取消し
 - (1) 取消事由
 - 次に掲げる場合においては、1の決定を取り消すことができるものとする。
 - ア 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - イ 保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守せず、その情状が重いとき。
 - (2) 手続

1の決定を取り消すべき場合には、検察官は、裁判所に対し宣告猶予の取消しの請求をしなければならないものとし、その請求があったときは、裁判所は、被告人又は弁護人の意見を聴いて、決定をしなければならないものとする。
 - (3) 即時抗告

(2)の決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(4) 宣告猶予を取り消す場合に宣告する判決

(2)により1の決定を取り消した場合においては、裁判所は、4の判決書に従って判決の宣告をしなければならないものとする。

6 宣告猶予期間経過の効力

判決の宣告を猶予された者が、その宣告猶予の決定が取り消されることなく、猶予の期間を経過したときは、免訴の言渡しが確定したものとみなすものとする。

7 不服申立て

(1) 検察官、被告人又は弁護人は、1の決定又は当該決定に係る判決に不服があるときは、当該決定に対して異議を申し立てることができるものとする。

(2) (1)の異議の申立てがあつたときは、裁判所は、4の判決書に従って判決を宣告するものとする。

(3) 5により1の決定を取り消した場合に宣告された判決に対しては、控訴をすることができないものとする。

〔補足説明〕**1 趣旨等**

本制度は、比較的軽微な事案について起訴された被告人について、有罪判決の宣告を猶予し、スティグマを回避するとともに、猶予の取消しがあり得ることから生じる心理的強制や保護観察による処遇によって、社会内における改善更生及び再犯防止を図ろうとするものである。

本制度の概要は、基本的に、法制審議会刑事法特別部会改正刑法草案（以下「部会案」という。）に倣ったものであり、宣告猶予の決定前に判決書を作成しておき、宣告猶予が取り消された場合には当該判決書に従って判決の宣告をする（したがって、猶予期間中の行状は、量刑には影響しない。）こととする一方、宣告猶予が取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、免訴の言渡しが確定したものとみなすこととするものである。

なお、本制度に関連して、いわゆる刑の宣告猶予制度についても検討したが、猶予期間中の行状を不利益に考慮して量刑することは適切でないと考えられたところ、そのような仕組みを採らないのであれば、有罪・無罪の判断と量刑とを切り離して言い渡す刑の宣告猶予制度を採る必要性は乏しいことなどから、概要としては、判決の宣告猶予制度を示すこととするものである。

2 概要1及び概要2（宣告を猶予する要件等）について

概要1及び2は、宣告猶予の要件等について記載したものである。

宣告猶予の形式的要件としての言渡し刑の範囲について、部会案において

は、「6月以下の懲役もしくは禁固，5万円以下の罰金，拘留又は科料を言い渡すべき場合」とされていたが，改正刑法草案当時における量刑分布と近時における量刑分布の変化等を踏まえ，現時点における制度概要としては，懲役・禁錮については上限を6月又は1年のいずれかとし，罰金については上限を30万円又は50万円のいずれかとした上で，部会案に倣って，拘留又は科料を言い渡すべき場合も対象とすることとするものである。

また，宣告猶予を言い渡すべき場合について，部会案においては，「刑の適用に関する一般基準の趣旨を考慮し，判決の宣告を留保することを相当とする情状があるとき」とされていたところ，これと同様の趣旨を表現するものとして，刑事訴訟法第248条を参考としつつ，「犯人の性格，年齢及び境遇，犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況を考慮し，相当と認めるとき」とするものである。

さらに，宣告猶予の期間は，部会案に倣い，6月以上2年以下とするものである。

概要2は，前科がないことを判決の宣告を猶予する要件とするか否かについて，禁錮以上の刑に処せられたことがないことを要件とするA案とそのような要件を設けないB案とを併記している。A案は，禁錮以上の前科があるという事実は，免訴の言渡しが確定したものとみなされて処罰されない効果のある本制度の対象として適当ではないとの考え方によるものであり，B案は，前科が異種のものである場合もあることなどから，前科があるだけで本制度の対象から外すことは相当でないとの考え方によるものである。

3 概要3（宣告猶予中の保護観察）について

概要3は，宣告猶予期間中の保護観察を必要的なものとするか否かについて，必要的なものとするA案と裁量的なものとするB案とを併記している。A案は，本制度が改善更生及び再犯防止を図る制度である以上，宣告を猶予する場合には，必ず保護観察という社会内処遇の措置を講じるべきであるとの考え方によるものであり，B案は，刑が言い渡される可能性があるという心理的強制力を働かせることにより再犯防止を図れば処遇は要しないという事案も想定されるとの考え方によるものである。

4 概要4及び7（宣告を猶予する際の手続及び不服申立て）について

概要4は，宣告猶予の決定をするときは，あらかじめ判決書を作成し，これを当事者に閲覧させなければならないこととするものであり，概要7は，検察官，被告人又は弁護人は，宣告猶予の決定又は当該決定に係る判決に不服があるときに異議を申し立てることができ，異議の申立てがあったときは，裁判所は，判決書に従って判決を宣告するものとする一方，宣告猶予の決定を取り消した場合に宣告された判決に対しては，控訴をすることができない

こととするものである。

判決の宣告を猶予することは、迅速な裁判を受ける権利を制約するものといえるため、被告人の実質的な同意が必要であると考えられることから、宣告猶予の決定に対しては、被告人又は弁護人から異議を申し立てることができ、異議の申立てがあったときは、直ちに判決を宣告するものとしている。また、被告人において、宣告猶予の決定を取り消した場合に宣告される判決の内容に不服がある場合、より早期の段階で控訴審で証拠調を行って審査・判断をすることができるものとするのが適当であると考えられることなどから、宣告猶予の決定をするときは、あらかじめ判決書を作成し、これを当事者に閲覧させなければならないもの（概要4）とし、その内容に不服がある場合にも異議の申立てを認め（概要7(1)）、その申立てがあったときには直ちに判決を宣告するもの（概要7(2)）として、その判決に対する控訴の機会を確保するものとしている。そして、そのような制度とする以上、宣告猶予の決定を取り消した後宣告される判決に対して改めて控訴を認める必要はないことから、宣告猶予の決定が取り消された場合に宣告された判決に対しては、控訴ができないこととするものである（概要7(3)）。

また、検察官の不服申立てについては、検察官が公訴を提起し、有罪立証を行っているにもかかわらず、裁判所が有罪判決をせず、手続を打ち切るとは、検察官の権限を制約するものであると考えられることなどから、検察官についても、異議申立権を認めた上で（概要7(1)）、控訴に関しても、被告人及び弁護人に対する仕組みと同様とする（概要7(3)）こととするものである。

5 概要5（宣告猶予の取消し）について

概要5(1)は、刑法における執行猶予の取消事由を参考に、再犯及び保護観察の遵守事項違反を取消事由とするものであるが、取消事由の程度・経緯・内容は様々であると考えられることなどから、取消しは裁量的なものとするものである。

概要5(2)は、宣告猶予の取消しの手続について、刑事訴訟法における執行猶予の取消しの手続に倣い、検察官の請求によることとし、被告人側の意見を聴くこととするものである。

概要5(3)は、宣告猶予の取消決定又は取消請求棄却決定について、不服申立てができるようにする必要があると考えられたことから、部会案に倣い、即時抗告をすることができることとするものである。

概要5(4)は、宣告猶予の決定を取り消した場合には、あらかじめ作成しておいた判決書に従って判決を宣告することとするものである。

なお、この場合に宣告される判決における刑について、部会案においては、

刑の執行を猶予することはできない旨の規定を設けるものとされていたが、本制度においては、判決の宣告を猶予された者が、その宣告猶予の決定が取り消されることなく猶予の期間を経過したときは免訴の言渡しが確定したものとみなす（概要6）とされているような軽微な事案について、宣告猶予を取り消すべき事由があったとしても、その後に宣告する判決において一律に実刑を言い渡さなければならないこととするのは、行為責任を超える刑を科すことになりかねず相当でないと考えられることなどから、執行を猶予することができない旨の規定を設けないものとしている。

6 概要6（宣告猶予期間経過の効力）について

概要6は、宣告を猶予された者がその決定が取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、手続を打ち切り、前科とならないようにすることが適当であると考えられることから、免訴の言渡しが確定したものとみなすこととするものである。

7 その他（制度の採否に関わる事項を含む。）

(1) 本制度の必要性について、起訴猶予制度及び執行猶予制度が適切に活用されており、本制度の対象とすべき事案を具体的に想定することができないことから、これらに加えて宣告猶予制度を設ける必要性がないのではないかとの意見があった。

本制度の相当性については、既存の起訴猶予や執行猶予と合理的に使い分けることができるのか疑問であるとの意見、免訴の言渡しが確定したものとみなすこととなり得るような軽微な事案が犯罪後の行状次第で刑に処されることとなるのは、行為責任に応じた量刑という考え方と整合しないのではないかとの意見、現在は執行猶予となっている事案について、社会的評価の変化や法定刑の引下げなどがなくともかかわらず、免訴の言渡しが確定したものとみなして処罰しないものとするのは適当でないとの意見があった。

また、現在起訴猶予となっている事案の一部について本制度の対象として想定し得るのではないかとの意見もあったが、これに対しては、検察官において訴追を必要としないと判断したものであるにもかかわらず、有罪判決を目的とせず専ら処遇を行うために公訴を提起することとするのは、刑罰権の実現を求めるといふ公訴提起の意義と整合するか疑問があるとの意見、社会内処遇を行うために公訴を提起し、被告人に手続上の負担及び社会的な不利益を負わせることは相当でないとの意見があった。

(2) 以上のほか、現在起訴猶予となっている事案について、公訴を提起することにより被告人に手続上の負担及び社会的な不利益を負わせることの問題を解消しつつ、裁判所の関与により保護観察等の処遇に付すことを可能

とするため、より簡易な手続の制度を検討すべきであり、そのような制度として、検察官が公訴取消しの可能性を明示した上で起訴し、裁判所において、簡略な手続で有罪認定を行って保護観察に付し、行状に問題がなければ検察官が公訴を取り消し、問題があれば通常の公判手続が進行するものとする制度や、18歳及び19歳の者を家庭裁判所に起訴し、家庭裁判所において、調査等を踏まえて保護観察に付し、行状に問題がなければ免訴の言渡しを確定したものとみなし、問題があれば刑を言い渡すものとする制度が考えられるとの意見があったが、これに対しては、具体的な制度設計が明らかでなく、制度概要案と比して、簡略な手続となるのかなど具体的なメリットが見当たらないとの意見があった。

罰金の保護観察付き執行猶予の活用

考えられる施策の概要

罰金刑が相当である事案で、保護観察付き執行猶予に付することが有用かつ相当であると考えられるものにつき、例えば、以下に掲げる方策をとるなどして、その活用を図るものとする。

- ① 検察官は、収集した証拠に基づいて、同種再犯のおそれや保護観察に付することによる処遇効果等を考慮して保護観察付き執行猶予の有用性・相当性を判断し、これが認められる場合には、公判請求すべきか否かを検討した上、その後の裁判手続において、裁判所に対し、保護観察付き執行猶予の有用性・相当性の判断に資する事実を主張・立証する。
- ② 検察官は、①の判断に必要があるときは、保護観察所及び少年鑑別所の調査機能を活用する。

〔補足説明〕

1 趣旨

現行法上、罰金についても、保護観察付き執行猶予に付することが可能であるにもかかわらず、これが活用されているとは言い難い状況にあるところ、刑事政策的観点から改善更生及び再犯防止のため有用であるときには、これを活用すべきであるとの観点から、罰金刑が相当である事案で、保護観察付き執行猶予に付することが有用かつ相当であると考えられるものについては、罰金刑の執行を猶予した上で、保護観察に付することとしようとするものである。

2 概要

- (1) ①は、これまで罰金の保護観察付き執行猶予が活用されてこなかったことについて、罰金刑が科される事案の多くが略式手続により処理されており、事案に即して保護観察の有効性を検討する契機が存在しなかったとの指摘や、罰金刑となる事案において、訴訟当事者からの確に罰金の保護観察付き執行猶予の有用性・相当性に関する主張・立証がされていなかったとの指摘などがあつたことを踏まえ、検察官において、例えば、対象者が若年者で可塑性に富んでいることや効果的な処遇プログラムがあることは、一般的には、活用を積極的に図る方向で考慮する要素の一つであることなどに鑑みて保護観察付き執行猶予の有用性・相当性を判断し、その点に関する主張・立証を公判廷で行う必要性等を勘案して公判請求すべきか否かをも検討した上、裁判手続において、必要な主張・立証をすることにより、罰金の保護観察付き執行猶予の活用を図ろうとするものである。

これまで略式請求されていた事案が公判請求されるとすると、公判手続によることによって被告人の負担が重くなるとの意見もあったが、これに対しては、そのような負担を軽減するために、保釈制度の適切な活用や迅速な裁判手続の進行などの運用上の工夫が考えられるとの意見が示された。

- (2) ②は、事案に応じて、保護観察所及び少年鑑別所の調査機能を活用して資料を収集することが、①の判断及び主張・立証に資するとの考え方によるものである。

この点に関し、②の調査の一環として、保護観察所及び少年鑑別所の職員が対象者と面接をする場合、黙秘権を告知するなどの規律を検討すべきとの指摘があったが、これに対しては、理論上は黙秘権を告知する必要はないが、対象者に対して、検察官の取調べとは切り離された任意の面会であること、無理に供述をする必要はなく最終的な処分は検察官が判断するものであることなどを告げる運用が適当であるとの意見が示された。

若年者に対する新たな処分

考えられる制度の概要

1 対象者

罪を犯した18歳及び19歳の者であって、訴追を必要としないため公訴を提起しないこととされたものについては、2の手続を行い、3の処分をすることができるものとする。

A案 起訴済みの事件の余罪等一定の事件については、2の手続に乗せないものとする。

B案 例外を設けない。

2 手続

(1) 調査

ア 家庭裁判所は、事件について調査しなければならないものとする。

イ 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に命じて、対象者又は参考人の取調その他の必要な調査を行わせることができるものとする。

(2) 鑑別

ア 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、少年鑑別所の長に鑑別を求めることができるものとする。

イ(ア) 家庭裁判所は、鑑別のために特に必要があると認めるときは、少年鑑別所に收容する措置をとることができるものとする。

(イ) 家庭裁判所は、(ア)の措置をとるに際しては、対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられることはないこと及び〔付添人〕を選任することができることを分かりやすく説明した上、審判に付すべき事由の要旨を告げ、これについて陳述する機会を与えなければならないものとする。

(ウ) (ア)の期間は、10日間とする。

(エ) 対象者は、(ア)の決定に対しては、異議の申立てをすることができるものとする。

(3) 呼出し・同行

ア 家庭裁判所は、事件の調査又は審判について必要があると認めるときは、対象者に対して、呼出状を発することができるものとする。

イ 家庭裁判所は、正当の理由がなくアの呼出しに応じない者に対して、同行状を発することができるものとする。

(4) 罪証隠滅又は逃亡の防止を目的とした身体拘束の措置

A案 鑑別の目的以外で少年鑑別所に收容する措置はとることができないものとする。

- 〔B案〕**ア 家庭裁判所は、(2)イ(7)の場合のほか、対象者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、次のいずれかに当たるときも、矯正施設に收容する措置をとることができるものとする。
- a 対象者が定まった住居を有しないとき。
 - b 対象者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
 - c 対象者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- イ アの期間は、2週間を超えることができないものとし、ただし、特に継続の必要があるときは、決定をもって、1回に限り、これを更新することができるものとする。
- ウ アの手續及び決定については、(2)イ(イ)及び(エ)と同様の規律を設けるものとする。

(5) 証人尋問、検証等

家庭裁判所は、証人を尋問し、若しくは鑑定、通訳若しくは翻訳を命じ、又は検証、押収若しくは搜索をすることができるものとする。

(6) 検察官・弁護士の間与

ア **〔A案〕** 対象者は、〔付添人〕を選任することができるものとする。〔付添人〕は、弁護士の中からこれを選任しなければならないものとする。

〔B案〕 対象者は、家庭裁判所の許可を受けて、〔付添人〕を選任することができるものとする。ただし、弁護士を〔付添人〕に選任するには、家庭裁判所の許可を要しないものとする。

イ **〔A案〕**(7) 家庭裁判所は、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件において、犯罪事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもって、審判に検察官を出席させることができるものとする。

(イ) 家庭裁判所は、(7)の決定をした場合において、対象者に弁護士である〔付添人〕がないときは、弁護士である〔付添人〕を付さなければならないものとする。

〔B案〕 検察官関与の制度は設けない。

ウ **〔A案〕** 家庭裁判所は、対象者が死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件について、施設に收容する措置がとられており、かつ、対象者に弁護士である〔付添人〕がない場合において、事案の内容その他の事情を考慮し、審判の手

続に弁護士である〔付添人〕が関与する必要があると認めるときは、弁護士である〔付添人〕を付することができるものとする。

B案 裁量的な国選〔付添人〕の制度は設けない。

(7) 記録・証拠物の閲覧・謄写

ア 事件の記録又は証拠物は、当該記録若しくは証拠物を保管する裁判所の許可を受けた場合を除いては、閲覧又は謄写をすることができないものとする。

イ 〔付添人〕は、アにかかわらず、審判開始の決定があった後は、事件の記録又は証拠物を閲覧することができるものとし、少年審判規則第7条第3項から第8項までと同様の規定を設けるものとする。

ウ 【(6)イでA案をとる場合】検察官は、アにかかわらず、(6)イ(7)の検察官関与決定があった事件において、その犯罪事実の認定に資するため必要な限度で、最高裁判所規則の定めるところにより、事件の記録及び証拠物を閲覧し及び謄写することができるものとする。

(8) 審判

ア(7) 家庭裁判所は、調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないと認めるときは、審判を開始しない旨の決定をしなければならないものとする。

(イ) 家庭裁判所は、(7)の決定をしないときは、審判を開始する決定をしなければならないものとする。

イ(7) 審判は、公開しないものとする。

(イ) 家庭裁判所は、第1回の審判期日の冒頭において、対象者に対し、供述を強いられることはないことを分かりやすく説明した上、審判に付すべき事由の要旨を告げ、これについて陳述する機会を与えなければならないものとする。

ウ 家庭裁判所は、審判の結果、処分に付することができず、又は処分に付する必要がないと認めるときは、その旨の決定をしなければならないものとする。

(9) 試験観察

家庭裁判所は、処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもって、相当の期間、家庭裁判所調査官の観察に付することができるものとし、これと併せて、次に掲げる措置をとることができるものとする。

a 遵守事項を定めてその履行を命ずること。

b 適当な施設、団体又は個人に補導を委託すること。

3 処分

(1) 処分の決定

家庭裁判所は、2(8)ウの場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもって、次に掲げる処分をしなければならないものとする。

A案 保護観察所の保護観察に付すること。

B案 a 保護観察所の保護観察に付すること。
b 施設収容をすること。

(2) 没取

ア 家庭裁判所は、2(8)ア(7)若しくはウ又は3(1)の決定をする場合には、決定をもって、次に掲げる物を没取することができるものとする。

- a 犯罪行為を組成した物
- b 犯罪行為に供し、又は供しようとした物
- c 犯罪行為から生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物
- d cの対価として得た物

イ 没取は、対象者以外の者に属しない物に限り、これを行うことができるものとする。

(3) 不服申立て

(1)又は(2)の決定に対しては、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由として、抗告をすることができるものとする。

(4) 保護観察処分

ア 保護観察の期間は、 $\left\{ \begin{array}{l} 1年 \\ 2年 \end{array} \right\}$ とする。

イ 保護観察の処遇の見直しのための措置

(7) 保護観察所の長は、(1)の保護観察に付された者について、必要があると認めるときは、少年鑑別所の長に対し、鑑別を求めることができるものとする。

(1) **A案** 保護観察所の長は、(1)の保護観察に付された者について、保護観察の処遇を見直す場合において、鑑別のために特に必要があると認めるときは、家庭裁判所の許可を得て、10日間、少年鑑別所に収容し、少年鑑別所の長に対して鑑別を求めることができるものとする。

B案 処遇見直しのための収容鑑別の措置は設けない。

ウ 保護観察所の長は、保護観察を継続する必要がなくなつたと認めるときは、保護観察を解除するものとする。

エ 遵守事項に違反した場合の施設収容処分

A案 施設収容処分は設けない。

〔B案〕 家庭裁判所は、(1)の保護観察処分に付した者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合において、保護観察所の長からの申出があり、かつ、必要があると認めるときは、決定をもって、相当と認められる期間、施設に收容する処分をすることができるものとする。

(5) 処分の取消し

ア (1)の処分の継続中、対象者に対し審判権がなかったこと、又は審判に付すべき事由の存在が認められないにもかかわらず同処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは、同処分をした家庭裁判所は、決定をもって、その処分を取り消さなければならないものとする。

イ (1)の処分が終了した後においても、審判に付すべき事由の存在が認められないにもかかわらず同処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは、アと同様とする。

4 犯罪被害者等の権利利益の保護のための制度

(1) 家庭裁判所は、2(7)アにかかわらず、対象者の事件について、2(8)ア(イ)の決定があった後、当該事件の被害者等（被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保管する当該事件の記録（家庭裁判所が専ら対象者の保護の必要性を判断するために収集したもの及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該対象者の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものを除く。）の閲覧又は謄写の申出があるときは、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、閲覧又は謄写をさせるものとする。

(2) 家庭裁判所は、被害者等から、被害に関する心情その他の事件に関する意見の陳述の申出があるときは、自らこれを聴取し、又は家庭裁判所調査官に命じてこれを聴取させるものとする。

(3) 家庭裁判所は、被害者等から申出がある場合において、相当と認めるときは、審判期日における審判の状況を説明するものとする。

(4) 家庭裁判所は、2(8)ア(ア)若しくはウ又は3(1)の決定をした場合において、被害者等から申出があるときは、相当でないと認められるものを除き、次の事項を通知するものとする。

- a 対象者の氏名及び住居
- b 決定の年月日、主文及び理由の要旨

(5) 被害者等による審判の傍聴

A案 ア 家庭裁判所は、次に掲げる罪のものに係る事件（被害者を傷害した場合にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。）の被害者等から申出がある場合において、相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができるものとする。

a 故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪

b 刑法第211条の罪

c 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪

イ 家庭裁判所は、アの傍聴を許すには、あらかじめ、弁護士である〔付添人〕の意見を聴かなければならないものとする。

ウ 家庭裁判所は、イの場合において、対象者に弁護士である〔付添人〕がないときは、弁護士である〔付添人〕を付さなければならないものとする。

B案 被害者等による審判の傍聴の制度は設けない。

5 家庭裁判所への移送

A案 刑事裁判所から家庭裁判所への移送の制度は設けない。

B案 刑事裁判所は、事実審理の結果、18歳又は19歳である被告人を本処分に付するのが相当であると認めるときは、決定をもって、事件を家庭裁判所に移送することができるものとする。

〔補足説明〕

1 概要1（対象者）について

(1) 若年者に対する新たな処分（以下「本処分」という。）は、少年法における「少年」の上限年齢が引き下げられ、18歳及び19歳の者が保護処分の対象から外れることとなった場合に、比較的軽微な罪を犯し刑事処分がなされないこれらの者に対して改善更生に必要な処遇や働き掛けを行うことを可能とすることを目的とするものである。本処分は、いわゆる行為責任の範囲内で正当化され、その範囲内で行われるものである。

概要1は、罪を犯した18歳及び19歳の者であって、訴追を必要としないため公訴を提起しないこととされたものについて、2の процедуруを行い、3の処分をすることができることとするものである。

(2) 対象者に関し、起訴済みの事件の余罪等一定の事件については、刑事処分がなされることがない者について働き掛けや処遇の機会を設けようとする本処分の制度趣旨が当てはまらないという意見があったことから、一定の事件

については本処分の手続に乗せないものとするA案と、そのような例外を設けないものとするB案とを併記している。

2 概要2（手続）について

(1) 概要2(1)は、家庭裁判所は、本処分の対象者に係る事件について、必要な調査をしなければならず、また、家庭裁判所調査官に必要な調査を行うことを命じることができることとするものであり、概要2(2)アは、その調査に当たっては少年鑑別所における鑑別を求めることができることとするものである。これは、現行少年審判手続と同様に、家庭裁判所調査官による調査や少年鑑別所の鑑別を活用して要保護性判断のための資料を収集することが適当であると考えられることによる。

また、概要2(2)イ(7)は、対象者について、鑑別のために特に必要があると認めるときは、少年鑑別所に収容する措置をとることができることとするものとし、概要2(2)イ(4)及び(5)は、この措置に関し、現行の少年審判手続と同様に告知聴聞の機会を与えることとするとともに、異議の申立てをすることができることとするものである。概要2(2)イ(6)は、この場合の収容期間について、本処分が比較的軽微な罪を犯し訴追の必要がないと判断された者を対象とするものであって、その負担が過大とならないようにすることが適当であると考えられるところ、効果的な収容鑑別を行うためには、少なくとも10日間程度の期間を要すると考えられることから、収容期間を10日間とするものである。

(2) 概要2(3)は、本処分の手続においても、審判等への対象者の出頭を確保するための制度が必要であると考えられることから、呼出状及び同行状を発することができることとするものである。

(3) 概要2(4)においては、罪証隠滅又は逃亡の防止を目的とした身体拘束の措置をとることができることとするか否かについて、鑑別の目的以外で少年鑑別所に収容する措置はとることができないものとするA案と、罪証隠滅又は逃亡の防止を目的とする収容措置を設けるものとするB案とを併記している。B案におけるイは、その期間について、罪証隠滅又は逃亡の防止を目的とする収容措置の期間は審判が継続する間になると考えられるところ、現在の実務を踏まえると、28日間程度を要すると考えられることから、収容期間を原則として2週間とした上で、1回に限り更新することができることとするものである。A案は、起訴猶予とされた者について本処分の手続を行うに当たり、罪証隠滅又は逃亡の防止の目的で最大4週間もの期間身体拘束をすることの必要性・相当性を認めるのは困難ではないかとの考え方に基づくものであり、B案は、対象者の出頭を確保するために身柄を拘束する必要性がある場合があるとの考え方に基づくものである。

(4) **概要 2 (5)**は、本処分の審判においても、適正な事実認定がなされる必要があると考えられることから、少年法と同様に、証人尋問、検証等を行うことができることとしている。

(5) **概要 2 (6)**は、本処分の手続への検察官及び弁護士の間与について記載している。

概要 2 (6) アにおいては、〔付添人〕に選任することができるものについて、弁護士に限ることとすべきか否かについて両論考えられることから、弁護士に限るとするA案と、弁護士に限らないものとするB案とを併記している。なお、「〔付添人〕」と記載しているのは、名称を確定するものではなく、検討を行う上での仮称を設ける趣旨である。

概要 2 (6) イは、検察官間与の制度に関するものであり、同制度を設けるものとするA案と、これを設けないものとするB案とを併記している。A案は、本処分の対象となる事件にも検察官が審判に間与する必要がある事件があり得るとの考え方に基づくものであり、B案は、本処分の対象事件は起訴猶予と判断されたものであり、検察官間与が必要となる事件があり得るとしても限定的なものにとどまることから、この制度を設ける必要までは認められないとの考え方に基づくものである。

概要 2 (6) ウは、裁量的な国選〔付添人〕制度に関するものであり、同制度を設けるものとするA案と、これを設けないものとするB案とを併記している。概要 2 (6) ウ記載の刑に当たる罪の事件について、施設収容の措置がとられている場合には、裁量的に国選〔付添人〕を付すことができるものとする必要があると考えるか否かにより、同制度の要否についての判断が異なり得ると考えられる。

(6) **概要 2 (7)**は、記録・証拠物の閲覧・謄写に関し、少年法又は少年審判規則と同様の規律を設けることとするものである。

(7) **概要 2 (8) ア**は、要保護性が小さい等の理由により処分の必要がない場合もあることから、家庭裁判所は審判不開始決定をすることができ、同決定をしない場合に審判開始決定をすることとするものであり、また、**概要 2 (8) ウ**は、審判を開始した後、処分に付する必要がない場合等に不処分決定をしなければならないこととするものである。

概要 2 (8) イは、本処分の審判においても、審判の過程で明らかにされる対象者や関係者のプライバシー保護や、関係者に情報提供をためらわせないことにより十分な情報を得て審判を行うことを可能にするため、審判を非公開とすることとし、また、審判手続の公正性の確保という観点から、第1回の審判期日の冒頭において、供述を強いられることがないことを説明した上、審判に付すべき事由の要旨を告げ、これについて陳述する機会を与えること

とするものである。

- (8) **概要 2 (9)**は、現行少年審判手続と同様の試験観察を設けることとするものである。

3 概要 3 (処分) について

- (1) **概要 3 (1)**においては、本処分の制度において設けられる処分について、これを保護観察のみとするA案と、保護観察に加えて施設収容処分を設けるものとするB案とを併記している。

A案は、保護観察によっても対象者の改善更生の効果が期待できることのほか、本処分の対象者が訴追を必要としないため公訴を提起しないと判断された者であるところ、行為責任の範囲内で処分をするという本処分の性格及び施設収容による権利制約の程度が高いことに鑑み、処遇効果を上げられるほどの期間施設に収容することは過剰な制約となるという考え方に基づくものである。B案は、改善更生のためには施設収容による処遇が必要な場合もあり得るため施設収容処分を設ける必要性があるほか、起訴猶予と判断された者の行為責任には幅があり、それなりに重いものも含まれるとすると、本処分の対象となる事案の中には、行為責任の範囲内において同処分が許容されるものもあり得るという考え方に基づくものである。

この点については、さらに、本処分の対象者について、保護観察では足りず、施設に収容して改善更生を図るべき事案は、どのような事案であり、どの程度想定されるか、施設収容処分を行うべき事案があるとして、処遇効果を上げるために必要な期間施設に収容することは、罪を犯し法益を侵害したことについて非難が可能な限度内で行う本処分として許容されるか否か、処遇効果を上げるために必要な収容期間はどの程度か、比較的軽微な罪を犯し法益を侵害したことについて非難が可能な限度内の処分として正当化される収容期間はどの程度か、収容場所として、どのような施設がふさわしいか、被収容者に対してどのような処遇を行うか等について検討する必要があるとの指摘があった。

- (2) **概要 3 (2)**は、少年法と同様の没取の規律を設けることとするものである。
- (3) **概要 3 (3)**は、処分の決定及び没取の決定に対する不服申立てとして、抗告ができることとするものである。
- (4) **概要 3 (4)**は、本処分における保護観察について記載している。**概要 3 (4) ア**の保護観察の期間については、法律の定める範囲内で個々の事案ごとに家庭裁判所が定めるものとする案も検討されたが、行為責任に応じた保護観察期間を個別に定めることには実務上困難を生じるとの理由から、期間を法定することとしている。その上で、保護観察の期間については、本処分の対象者に対して典型的に正当化でき、かつ、処遇の効果を上げるために意義のあ

る期間とする必要があることに加え、本処分における保護観察の在り方を踏まえて決するべきものであると考えられることから、現時点における制度概要としては、1年又は2年としている。本処分における保護観察に関しては、法的性質、遵守事項を含めた義務付けの可否等をどのようなものとするかという在り方や、それを踏まえて保護観察の要件、期間をどのように定めるか等を検討する必要があるとの意見があった。

概要3(4)イ(7)は、保護観察の内容が対象者の抱える問題性に対応していないと考えられる場合に保護観察の処遇を見直すため、少年鑑別所による鑑別を求めることができることとするものである。その上で、**概要3(4)イ(1)**においては、処遇見直しのための収容鑑別の措置を設けるか否かについて、鑑別のために特に必要があると認めるときは、この措置をとることができるものとするA案と、この措置を設けないものとするB案とを併記している。A案は、保護観察の処遇を見直すために収容鑑別をする必要がある事案があり、10日間という期間であれば相当性もあると考えられることを理由とするものである。なお、A案については、この措置を設けるとすれば、その要件として、遵守事項違反があった場合であることを明記するべきであるとの意見や、回数制限を設けるべきか否かについても検討すべきとの意見もあった。B案は、収容鑑別が必要な場合があるとしても、比較的軽微な罪を犯して訴追の必要がないと判断された者について改善更生のために行う本処分において、保護観察の処遇の見直しのために身体拘束をすることには慎重であるべきとの考え方に基づくものである。

概要3(4)ウは、保護観察を継続する必要がなくなることも考えられることから、保護観察所の長は、保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときは保護観察を解除することとするものである。

概要3(4)エにおいては、保護観察の遵守事項違反があった場合にとり得る措置として施設収容処分を設けるか否かについて、この処分を設けないものとするA案と、設けるものとするB案とを併記している。A案は、概要3(1)のA案と同様の考え方に基づくものであり、B案は、保護観察の実効性を確保するためには、担保措置としての施設収容処分が必要であるとの考え方に基づくものである。B案については、保護観察中に遵守事項違反があった場合に施設に収容する仕組みとして、保護観察中に事後的に行き責任の範囲内で当初の処分を変更する仕組みや、当初の審判において遵守事項違反があった場合の収容期間をあらかじめ定めた上で保護観察に付するという仕組みが考えられるが、その場合、前者には、再度審判をする手続面等に課題があり、後者には、処分選択に当たって家庭裁判所に難しい判断を強いることになるという課題があるとの意見があった。

本処分における保護観察に関しては、A案のように施設収容処分を設けない場合においても、保護観察の実効性を担保するため、対象者が遵守事項に違反した場合にとり得る何らかの措置が必要であるという観点から、一例として、特別遵守事項を変更又は追加して、更生保護施設等に一定の期間宿泊して指導監督を受けることを義務付けるという方法が考えられるとの意見があったが、これに対しては、民間の更生保護施設の体制等を踏まえると現実的な受入れが可能かという点や、施設から出奔するなど遵守事項に違反した場合に更にとり得る措置がないとすると、その実効性が確保できるかという点を検討する必要があるとの指摘があった。

(5) **概要 3 (5)**は、本処分に付された後に審判権がなかったことや犯罪事実の不存在が明らかにされた場合には、家庭裁判所が処分を取り消すこととするものである。

4 **概要 4 (犯罪被害者等の権利利益の保護のための制度) について**

(1) **概要 4**は、犯罪被害者等の権利利益の保護のための制度として、少年法と同様に、被害者等による閲覧・謄写の制度 (**概要 4 (1)**)、被害者等の申出による意見の聴取の制度 (**概要 4 (2)**)、被害者等に対する説明の制度 (**概要 4 (3)**) 及び被害者等に対する通知の制度 (**概要 4 (4)**) をそれぞれ設けることとするものである。なお、被害者等による閲覧・謄写の制度に関しては、不起訴事件の記録・証拠物の閲覧・謄写の取扱いとの整合性という観点からの検討も要するとの意見があった。

被害者等による審判の傍聴の制度 (**概要 4 (5)**) については、同制度を設けるものとするA案と、設けないものとするB案とを併記している。A案は、被害者等が、本処分の審判を傍聴したいとの心情を有するに至る可能性がないとはいえないとの考え方に基づくものである。B案は、本処分の対象事件に審判傍聴の対象となるものが含まれるか疑問があることに加え、実務上も慎重な配慮をもって運用されている制度であることなどから、同制度を設けることには慎重であるべきとの考え方に基づくものである。

(2) なお、刑事手続に付随する損害賠償命令制度と同様の制度を設けることとする案も検討されたが、これについては、比較的軽微な罪を犯して訴追の必要がないと判断された者を対象とする本処分において、対象となる罪名が限定されている同制度の対象となる事案は、類型的に少ないと考えられ、審判手続が非公開とされる趣旨からすると、本処分の手続における記録や心証を損害賠償命令の審理に引き継ぐことは困難であり、同制度を設ける必要性・相当性を認め難いとの意見があり、これに異論はなかった。

5 **概要 5 (家庭裁判所への移送) について**

概要 5においては、刑事裁判所が、本処分に付するのが相当な事件を家庭裁判

所に移送することができるものとするか否かについて、この制度を設けないものとするA案と、設けるものとするB案とを併記している。

A案は、本処分は刑事処分に優先してこれに代替するという性質のものではなく、検察官が訴追を必要としないと判断したため刑事処分が科されない者に対して改善更生のための処分を可能とするものであるから、裁判所において本処分と刑事処分のいずれがより適切かを判断するものとすることは本処分の制度趣旨と整合しないことに加え、本処分が優先するものではないにもかかわらず刑事処分が不要であるとの判断を行うことは、犯罪事実を認定しこれに対する刑罰を定めることとされている刑事裁判所の任務とは異なるものであり、そのような仕組みは不相当であるとの考え方に基づくものである。B案は、公訴提起後の要保護性の変化等に応じて、刑事処分より本処分の方が適当である場合もあり得ることから、家庭裁判所に移送する制度を設けておくことが適当であるとの考え方に基づくものである。

6 その他

対象者に関しては、現行法の下において保護処分の対象となっていない20歳以上の者を対象とする必要性及び相当性について別途検討する必要があるとの意見があった。

以上のほか、家庭裁判所がどのような場合に調査を開始することとするか、記録の取扱い、処分の効力、検察審査会との関係、処分間の調整等について検討する必要があるとの意見があった。

【参照条文】

少年審判規則（昭和23年最高裁判所規則第33号）

第七条（略）

2（略）

3 裁判所は、保護事件の記録又は証拠物に、閲覧させることにより人の身体若しくは財産に害を加え若しくは人を畏怖させ若しくは困惑させる行為又は人の名誉若しくは社会生活の平穩を著しく害する行為がなされるおそれがある事項が記載され又は記録されている部分があると認めるときは、付添人と少年との関係その他の事情を考慮し、付添人が前項の規定により当該記録又は証拠物を閲覧するに当たり、付添人に対し、当該事項であつて裁判所が指定するものについて、少年若しくは保護者に知らせてはならない旨の条件を付し、又は少年若しくは保護者に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、付添人による審判の準備その他の審判の準備の上での支障を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

4 裁判所は、前項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあるとき、付添人による審判の準備その他の審判の準備の上での支障を生ずるおそれがあるときを除き、付添人が第二項の規定により当該記録又は証拠物を閲覧するについて、これらのうち前項本文に規定する部分であつて裁判所が指定するものの閲覧を禁ずることができる。この場合において、閲覧を禁じた部分にその人の氏名又は住居が記載され又は記録されている場合であつて、付添人の請求があるときは、付添人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

5 裁判所は、前二項の規定による措置をとるには、あらかじめ、付添人の意見を聴かなければならない。

6 裁判所は、第三項又は第四項の規定による措置をとるときは、付添人にその旨を通知しなければならない。この通知をするには、第三項の規定による措置にあつては裁判所が指定する事項を、第四項の規定による措置にあつては裁判所が指定する部分を特定してこれをしなければならない。

7 裁判所は、第三項の規定により付した条件に付添人が違反したとき、又は同項の規定による時期若しくは方法の指定に付添人が従わなかつたときは、弁護士である付添人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

- 8 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。

起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方

第1 検察官が働き掛けを行う制度の導入

— 考えられる制度の概要 —

- 1 検察官は、被疑者が罪を犯したと認める場合において、必要があると認めるときは、被疑者が守るべき事項を設定し、所定の期間、被疑者を保護観察官による指導・監督に付する措置をとることができるものとする。
- 2 手続
 - (1) 被疑者の同意
1の措置は、被疑者の同意がなければ、とることができないものとする。
 - (2) 弁護人の同意
A案 1の措置は、弁護人の同意がなければ、とることができないものとする。
B案 弁護人の同意は、要しないものとする。
 - (3) 裁判官の関与
A案 1の措置は、守るべき事項が適正であり、かつ、被疑者が任意に同意したと裁判官が認めた場合に限り、とることができるものとする。
B案 裁判官の関与は、要しないものとする。
- 3 守るべき事項の基準
A案 1の守るべき事項は、犯罪事実との関連性、改善更生及び再犯防止のための必要性並びに内容の相当性が認められるものでなければならぬものとする。
B案 守るべき事項について、基準は法定しないものとする。
- 4 守るべき事項の変更
検察官は、必要があるときは、守るべき事項を変更することができるものとし、その手続は、守るべき事項の設定の手続に準ずるものとする。
- 5 指導・監督の期間及び延長・解除
 - (1) **A案** 1の指導・監督の期間は、3月を超えない範囲内で検察官が定めるものとし、検察官は、必要があると認めるときは、通じて6月を超えない範囲内で、これを延長することができるものとする。
B案 1の指導・監督の期間は、6月とするものとし、検察官は、通じて1年を超えない範囲内で、これを延長することができるものとする。
 - (2) 検察官は、相当と認めるときは、(1)の期間の満了前に、1の措置を解除することができるものとする。

6 期間の満了の効果

A-1案 被疑者が1の守るべき事項に違反することなく1の期間を経過したときは、検察官は、公訴を提起することができないものとする。

A-2案 被疑者が1の守るべき事項に違反することなく1の期間を経過したときは、検察官は、1の措置をとった後に重要な証拠を発見した場合を除き、公訴を提起することができないものとする。

B案 期間の満了は、公訴の提起を制限する効果を生じさせないものとする。

7 検察官は、1の措置をとるについて必要があるときは、少年鑑別所に調査を依頼することができるものとする。

〔補足説明〕

1 趣旨及び概要1（制度の枠組み）について

本制度は、検察官において、被疑者が罪を犯したと認める場合であって、必要があると認めるときに、被疑者が守るべき事項を設定し、所定の期間、被疑者を保護観察官による指導・監督に付する措置をとることにより、当該被疑者の改善更生及び再犯防止を図る仕組みを設けるものである。

本制度において想定される対象者については、起訴猶予相当の事案の被疑者に守るべき事項を設定し、指導・監督に付す措置をとることが対象者にとって過剰な負担であることから、起訴相当の事案の被疑者に限定すべきであるとの意見があった一方、起訴・不起訴は、犯罪後の状況を含めて様々な事情を考慮して決するものであり、比較的重い罪名や犯罪行為の事案で起訴猶予となる事案もあるため、起訴相当と起訴猶予相当とを明確に区別できるものではなく、再犯防止のために働き掛けが必要な被疑者を対象とすることが適当であるとの意見があった。

検察官において設定すべき守るべき事項の内容は、対象者の問題性や事案の特性により様々であるが、被疑者が再犯に及ばずに健全な社会生活を送るために一般的に遵守すべき事項又は犯行の背景となっている特性・問題性を改善するために対象者が履行すべき事項として、例えば、再び犯罪をすることがないよう健全な生活態度を保持すること、届け出た住所に居住すること、呼出しや訪問に応じること、被害者に近づかないこと、被害者に謝罪・賠償すること、清掃活動等の社会における活動を行うこと、認知行動療法を受けること、DV・児童虐待・万引き等の事案の再犯防止に向けたプログラムやミーティングに参加することなどを設定することが考えられる。

指導・監督の担当機関については、専門的知識に基づいて犯罪をした者等の

更生保護・犯罪の予防に関する事務に従事している保護観察官とするものである。指導・監督の方法については、保護観察と同様に、保護観察官と保護司が協働し、保護観察官や保護司が面接その他の適当な方法により被疑者と接触を保ち、行状を把握することなどにより行うことが想定される。

2 概要2（手続）について

概要2(1)は、守るべき事項を設定し、指導・監督に付する措置をとるについては、被疑者の同意を要することとするものである。その根拠については、守るべき事項を設定し、指導・監督に付する措置は、検察官が、裁判所による有罪認定によらずに被疑者の権利を制約するものであるから、制約を受ける者の同意が必要であるとの意見と、当該措置は、被疑者に新たに法的義務を課したり権利を制約するものではなく、訴追裁量権の行使として検察官の権限の範囲内で行うものであるから、本来同意は必要でないものの、守るべき事項の遵守に向けた実効性を確保するため、被疑者の同意を得ることが適当であるとする意見があった。いずれにしても、被疑者が本制度について十分理解した上で同意することが必要であるため、検察官は、被疑者に対し、守るべき事項の内容、守るべき事項を設定した後の手続や効果について丁寧に説明した上で、同意をするかどうかを確かめることが適当であるとの意見があった。

概要2(2)は、弁護人の同意がなければ守るべき事項を設定し、指導・監督に付する措置をとることができないものとするA案と、弁護人の同意は要しないものとするB案とを併記している。A案は、当該措置をとることは被疑者の権利制約を伴うから、被疑者の権利利益の保護のため、被疑者の同意だけでなく、弁護人の同意も要するとの考え方によるものであり、B案は、当該措置をとることについて被疑者の同意を要するのは、遵守に向けた実効性の確保のためにすぎないから、弁護人の同意までは要しないとの考え方によるものである。

概要2(3)は、守るべき事項が適正であり、かつ、被疑者が任意に同意したと裁判官が認めた場合に限り、守るべき事項を設定し、指導・監督に付する措置をとることができるものとするA案と、そのような手続は設けるべきでないものとするB案とを併記している。A案は、当該措置は、検察官が、裁判所による有罪認定によらずに被疑者の権利を制約するものであるから、被疑者がこの点を十分に理解した上で任意で同意していること及び守るべき事項が適正であることを裁判官が認めた場合に限り、当該措置をとるべきであるとの考え方によるものであり、B案は、訴追裁量権の行使として行う守るべき事項の設定に関する検察官の判断に裁判所を関与させることは相当でないとの考え方によるものである。A案に対しては、守るべき事項の適正さを判断するためには、事案の具体的内容等を踏まえつつ、犯罪事実の認定の可否や起訴猶予とされることの相当性をも含めた判断をする必要があるが、そのような判断を裁判所が行うことは

適当でないとの意見，被疑者の同意の任意性に疑義が生じ得るとする理由が，同意しなければ起訴される可能性がある状況下においては事実上の強制が働くからであると考えるのであれば，そのような状況は，裁判所の関与によっても解消されるものではないため，裁判所が関与する理由はないとの意見があった。

3 概要3（守るべき事項の基準）について

概要3は，守るべき事項の基準を法定すべきであるとするA案と，法定しないこととすべきであるとするB案とを併記している。A案は，守るべき事項は，犯罪事実との関連性，改善更生及び再犯防止のための必要性並びに内容の相当性が認められるものでなければならぬところ，検察官が守るべき事項を恣意的に設定することを防止するためには基準が必要であるとの考え方によるものであり，B案は，守るべき事項を守った場合には，その点を訴追裁量権の行使に当たっての有利な事情の一つとして斟酌することとなるのであるから，被疑者の特性や事案の内容を度外視した事項を設定することは想定されず，基準を法定する必要はないとの考え方によるものである。

4 概要4（守るべき事項の変更）について

概要4は，検察官が，必要があるときは，守るべき事項の設定の手續に準じた手續により，守るべき事項を変更することができることとするものである。一度設定した守るべき事項を変更できないこととすると，被疑者の行状に応じた更生のための的確な指導・監督が困難となることが考えられることから，守るべき事項を変更できることとし，被疑者の問題性や事案の特性を踏まえて柔軟に措置をとることができるようにするものである。

5 概要5（指導・監督の期間及び延長・解除の可否）について

概要5(1)は，指導・監督の期間及び延長について，3月を超えない範囲内で検察官が定めるものとし，必要があると認めるときは，通じて6月を超えない範囲内で，これを延長することができるものとするA案と，期間は6月とするものとし，通じて1年を超えない範囲内で，これを延長することができるものとするB案とを併記している。

指導・監督の期間について，期間を法定せず，3月を超えない範囲内で検察官が定めるものとするA案は，検察官が，裁判所による有罪認定によらずに指導・監督に付す点に鑑み，公判請求がなされた場合と比較して被疑者の負担が重くなることを避けるため，3月を超えない範囲内で検察官が定めることが適当であるとの考え方によるものであり，6月の法定期間とするB案は，個別に期間を設定することは実務上困難を伴う可能性があることから，期間を法定することが適当であり，その期間としては，従来の保護観察の実務などを踏まえ，改善更生及び再犯防止を図り又はその見極めをするためには1年程度の期間が必要であるとも思われる一方，それよりも短期間の指導・監督で足りる場合も

考えられることから、法定期間としては6月とすることが適当であるとの考え方によるものである。

これらのほか、守るべき事項の内容に応じて個別に期間を設定することもあり得ることから、検察官が1年を超えない範囲内で期間を定めることが考えられるとの意見があった。

また、期間の延長については、いずれの案においても、改善更生のためには指導・監督を継続することが適当な場合も考えられることから、所定の上限期間に至るまでは、期間を延長することができることとしているが、6月を超えない範囲内とするA案は、被疑者（被告人）の負担を踏まえると、6月を超えない範囲で延長できるものとするにとどめるべきであるとの考え方によるものであり、1年を超えない範囲内とするB案は、前記のとおり、改善更生及び再犯防止を図り又はその見極めをするためには1年程度の期間が必要であると考えられることから、1年を超えない範囲内で延長することができるものとするのが適当であるとの考え方によるものである。

概要5(2)は、(1)の期間は、その満了前に解除することができることとするものである。これは、守るべき事項の設定時点の見込みよりも早期に改善更生の効果が得られ、守るべき事項を設定しておく必要がなくなる場合も考えられることから、設定又は延長した指導・監督の期間は、その期間の満了前に解除することができることとするものである。

6 概要6（期間の満了の効果）について

概要6は、期間の満了の効果として、守るべき事項に違反することなく期間を経過したときに、検察官は公訴を提起することができないものとするか否かについて、公訴を提起できないこととするA-1案、一定の例外を除いて公訴を提起できないこととするA-2案、そのような効果を設けないとするB案を併記している。A-1案は、一定の期間にわたって指導・監督を受けたにもかかわらず起訴があり得るとすることは、被疑者にとって過剰な負担となり、また、守るべき事項を守る意欲をそぐことから、相当でないとの考え方によるものであり、A-2案は、守るべき事項を守ることの動機付けとして起訴を制限することは必要であるものの、重要な証拠を発見した場合にも起訴できないこととするのは不合理であるとの考え方によるものである。これらに対し、B案は、被疑者が守るべき事項を守った場合には起訴猶予とするのが通常であると考えられるところ、起訴・不起訴は様々な事情を考慮して判断するものであり、起訴すべき場合に起訴できるような例外事由を適切かつ明確に定めることは困難であるし、仮に、起訴すべき必要性がある場合を除くなどの例外事由を定め、当該事由に該当するか否かについて裁判所が判断することとなれば、裁判所が訴追裁量権の行使につきその当否を判断することとなり得るため適当とはいえ

ないことから、起訴を制限する効果を生じさせるべきでないとの考え方によるものである。

7 概要7（少年鑑別所の調査能力の活用）について

概要7は、被疑者の問題性や事案の特性を把握して守るべき事項の設定の有無又は内容を判断する必要がある場合、それらの把握のため、知能検査、心理検査等の少年鑑別所の調査機能を活用することが有益と考えられることから、検察官が、守るべき事項を設定し、指導・監督に付する措置をとることについて必要があるときは、少年鑑別所に調査を依頼することができることとするものである。

8 その他（制度の採否に関わる事項を含む。）

(1) 本制度を設けることの相当性については、裁判所による有罪の認定がなされておらず、無罪推定が働いている被疑者に対し、検察官が保護観察類似の処遇を施すことは適当でない、刑事訴訟法上、被疑者に処遇を行う権限が検察官の訴追裁量権に含まれているのか理論的な検討がなされていない、守るべき事項を設定し、指導・監督に付する措置が被疑者の同意を得た上で行われるとしても、起訴される可能性があるという状況下での同意に任意性があるといえるのか疑問である上、当該措置について何らかの外部統制の仕組みを設けないのであれば、恣意的な働き掛けを防ぐことができない制度となり、相当でないとの意見があった。

(2) 守るべき事項を設定し、指導・監督に付する措置は、訴追裁量権の範囲内で行うものであり、新たな法的義務を課したり権利を制約したりするものではないと考える立場からは、被疑者が守るべき事項を守った場合には、検察官が訴追裁量権の行使に当たりその点を被疑者に有利な一情状として考慮するにすぎないことから、「考えられる制度の概要」の2(2)（弁護人の同意）・(3)（裁判官の関与）、3（守るべき事項の基準）及び6（期間の満了の効果）の項目はいずれもB案を採用することが適当であるとの意見が述べられた。

他方、守るべき事項を設定し、指導・監督に付する措置が訴追裁量権の範囲内で行い得るとすることに疑義を呈し、当該措置は、従来の訴追裁量権の行使にとどまらない新たな権利制約を伴うものであると考える立場からは、被疑者の権利利益を保護するための規律等が必要であり、2(2)・(3)及び3についてそれぞれA案とし、6についてA-1案とする仕組みとすることが適当であるとの意見が述べられた。

(3) 被疑者（被告人）が守るべき事項を守らなかったか否かについて、第三者による審査手続を設けるべきであるとの意見があった。これは、期間の満了の効果について、被疑者が1の守るべき事項に違反することなく1の期間を

経過したときは、公訴を提起することができないこと（概要6）とするならば、守るべき事項を守らなかったとの判断については、第三者による審査がなされる必要があるとの考え方によるものである。これに対しては、守るべき事項を守らなかったことを理由として起訴された場合に、訴追裁量権の行使の当否を第三者が判断することとなりかねず相当でない上、刑事裁判と第三者の審査とが並行して行われることを訴訟法上どのように解するのか疑問があるとの意見があった。

第2 起訴猶予となる者等に対する就労支援・生活環境調整の規定等の整備

考えられる制度の概要

1 起訴猶予処分前の者に対する更生緊急保護

刑事上の手続による身体の拘束を解かれた被疑者であって、犯罪をしたと検察官が認めたもの（公訴を提起され、又は家庭裁判所に送致された者を除く。）を更生緊急保護の対象に加えるものとする。

2 勾留中の者に対する更生緊急保護

(1) 保護観察所の長は、勾留されている被疑者であって、犯罪をしたと検察官が認めたものについて、その者から申出があった場合において、身体の拘束を解かれた後緊急に保護することが改善更生のために必要であると認められるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができるものとする。

(2) 検察官は、(1)の被疑者について、必要があると認めるときは、その者に対し、(1)の制度及び申出の手続について教示しなければならないものとする。

(3) 保護観察所の長は、(1)の調整を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、その申出をした者の刑事上の手続に関与している検察官の意見を聴かなければならないものとする。

(4) (1)の調整は、その対象となる者が、勾留されている間、その意思に反しない限り、行うものとする。

3 検察官による関係機関に対する協力依頼

検察官は、被告人又は被疑者が身体の拘束を解かれる際に、その者の改善更生及び再犯防止を図るため必要があるときは、公務所又は公私の団体に対し、必要な協力を求めることができるものとする。

〔補足説明〕

1 概要1（起訴猶予処分前の者に対する更生緊急保護）について

概要1は、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた被疑者について、起訴

猶予処分前であっても、その者が希望し、かつ、緊急の保護が必要な場合には、更生緊急保護を行うことができるようにすることが改善更生及び再犯防止に有用であるため、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた被疑者であって、犯罪をしたと検察官が認めたものを更生緊急保護の対象に加えることとするものである。

2 概要2（勾留中の者に対する更生緊急保護）について

概要2(1)は、勾留中の被疑者について、釈放後、早期に安定した生活を実現し、社会復帰できるようにすることが改善更生及び再犯防止に有用であるため、勾留中から、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行う必要がある場合に、更生緊急保護として、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができることとするものである。

同(2)から(4)までは、勾留中の生活環境の調整について、更生緊急保護制度の趣旨や対象者の意思を踏まえて適切に実施するため、現行の刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後の者に対する更生緊急保護の手続と同様、検察官は、勾留中の被疑者に対して必要な場合に制度及び申出の手続を教示しなければならないこととし、保護観察所の長はこれを行うか否かを判断するに当たっては検察官の意見を聴かなければならないものとするとともに、この措置は対象者の意思に反しない限りで行うこととするものである。

3 概要3（検察官による関係機関に対する協力依頼）について

概要3は、再犯の防止等の推進に関する法律において、再犯の防止等に関する施策が関係機関の密接な連携の下に講ぜられるものとする旨規定されるなどし、再犯防止のための関係機関の連携が重要であると考えられていること等に鑑み、検察官は、被告人又は被疑者が身体の拘束を解かれる際に、その者の改善更生及び再犯防止を図るため必要があるときは、公務所又は公私の団体に対し、必要な協力を求めることができることとするものである。

保護観察・社会復帰支援施策の充実，社会内処遇における新たな措置の導入
及び施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方

第1 保護観察における新たな処遇手法の開発，特別遵守事項の類型の追加等
考えられる制度・施策の概要

1 保護観察処遇における新たなアセスメントツールの開発及び新たな処遇手法の開発

(1) 保護観察処遇の充実のため，対象者の再犯リスクや更生促進要因等をより適切に評価するためのアセスメントツールを開発するとともに，評価結果を踏まえ，罪種や問題性に応じて効果的な処遇を行うための手法をガイドライン又はプログラムとして開発・整備する。

(2) 新たなツールを用いたアセスメント結果を含めた処遇の状況について，前刑から後刑に引き継がれるための方策を充実するとともに，施設内処遇と，社会内処遇における新たな処遇手法として開発したガイドライン又はプログラムとが連続性ある内容にするなど，施設内処遇と社会内処遇とで一貫性ある指導内容とする。

2 更生保護法第51条第2項各号に定める特別遵守事項の類型に，次のものを加えるものとする。

(1) 更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他適当な者が行う援助であって，特定の犯罪的傾向の改善を目的とするもの（法務大臣が定める基準に適合するものに限る。）を受けすること。

(2) 一定の時間帯は，正当な理由なく，特別遵守事項により宿泊を義務付けられた施設から，その管理者に無断で外出をしないこと。

3 更生保護施設における宿泊の義務付け

保護観察官が更生保護施設で指導監督を行うことができる体制を整備し，当該整備がなされた更生保護施設については，保護観察対象者に遵守事項違反があり濃密な処遇を行う必要がある場合など，その改善更生のために特に必要と認められるときに，更生保護法第51条第2項第5号に基づき同施設への宿泊を義務付ける運用を行う。

〔補足説明〕

1 概要1（保護観察処遇における新たなアセスメントツールの開発及び新たな処遇手法の開発）について

概要1(1)は，充実した保護観察処遇を行うに当たっては，その前提として，対象者の再犯リスクや更生促進要因等をより適切に評価するとともに，評価結果を踏まえ，罪種や問題性に応じて効果的な処遇を行うための手法を開発

・整備することが重要であることから、アセスメントツールの開発や新たな処遇手法をガイドライン又はプログラムとして開発・整備することとするものである。

また、概要1(2)は、矯正施設からの円滑な社会復帰を促進するためには、施設内処遇と社会内処遇の連携を強化することが重要であることから、受刑歴等がある場合、その際の処遇に関する情報をその後再び受刑等することになった場合における処遇に引き継ぐための方策を充実させるとともに、施設内処遇と社会内処遇とで一貫性ある指導内容とすることとするものである。

これらの施策の実施については、新たな法整備は要しないものと考えられる。

2 概要2について

(1) 概要2(1)は、保護観察対象者に、更生保護施設その他の民間施設が行う処遇プログラム、ギャンブル・薬物等への依存の改善に資するミーティング等の受講等をさせることにより、様々な問題性の改善を図ることは、その再犯防止及び改善更生のために有益であると考えられることから、これらの受講等を義務付けることを可能とするために、保護観察の特別遵守事項の類型を追加するものである。

民間施設が行う処遇プログラム等の受講等を義務付けることになるので、その内容が明確かつ効果的であること及び履行状況の確認が可能であることが確保されなければならないことなどから、当該特別遵守事項として設定できるプログラム等は、法務大臣が定める基準に適合するものに限ることとしている。

(2) 概要2(2)は、施設に宿泊を義務付けられていた場合（概要3）であっても、夜間に犯罪性がある者と接触しようとするなど再犯のおそれが高まっている保護観察対象者について、そのような時間帯に外出させずに、集中的な処遇を受けさせることが改善更生及び再犯防止のために有益であると考えられることから、保護観察の特別遵守事項の類型を追加するものである。

この点については、宿泊を義務付けた上で外出を禁止できるようにすることの相当性には疑問があるとの意見、特別遵守事項としての外出の許可・不許可の判断ができるような更生保護施設の管理者を常時配置することができないのであれば、このような類型を設けたとしても実際には設定できないことになるので制度化は困難ではないかとの意見があった一方で、当直の職員が管理者に報告するという方法を講じるなど、管理者と当直の施設職員とによる管理体制を整備することで運用できるのではないかとの意見があった。

3 概要3（更生保護施設における宿泊の義務付け）について

概要3は、矯正施設から出所した後の生活環境に適応させることが困難な場合に、更生保護施設で一旦宿泊させて、同所で濃密な処遇を行い、矯正施設から社会内への円滑な移行を図ることや、再犯可能性が高い状況である場合に、一定の期間、問題のある環境から遮断して濃密な処遇を行うことによって、その行状の改善を図ることが有益であることから、改善更生のために特に必要と認められるときに、特別遵守事項として更生保護施設への宿泊を義務付けることとするものである。この施策については、更生保護法第51条第2項第5号に基づいて実施することができ、新たな法整備は要しないものと考えられる。

第2 犯罪被害者等の視点に立った処遇の充実等

考えられる制度・施策の概要

- 1 刑の執行等の初期段階における被害者等心情等伝達制度
 - (1) 刑事施設の長又は少年院の長（以下「刑事施設の長等」という。）は、受刑者又は少年院在院者（以下「受刑者等」という。）に被害者及びその親族の心情等を理解させることの重要性に鑑み、被害者その他の法務省令で定める者から申出があったときは、法務省令で定めるところにより、その心情等を聴取するものとし、ただし、その聴取をすることが相当でないと認めるときは、この限りではないものとする。
 - (2) 聴取した心情等については、矯正処遇・矯正教育にいかすほか、刑事施設における処遇要領又は少年院における個人別矯正教育計画を策定・変更するに当たっては、必要に応じ当該心情等を参酌するものとし、仮釈放等の申出・審理を行うに当たっては、そのようにして行われた矯正処遇等の状況・結果を踏まえるものとする。
 - (3) 刑事施設の長等は、(1)で聴取した心情等のうち、申出をした者が希望するものは、受刑者等に伝達するものとし、ただし、その伝達をすることが相当でないと認めるときは、この限りではないものとする。
 - (4) 刑事施設の長等は、(1)の聴取又は(3)の伝達について、地方更生保護委員会及び保護観察所の長と連携を図るように努めなければならないものとする。
 - (5) 更生保護法第38条第1項に基づき、地方更生保護委員会が聴取する内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれることを明示的に規定するものとする。
- 2 地方更生保護委員会及び保護観察所の長は、更生保護法第3条の規定により保護観察等の措置をとるに当たっては、措置の内容に応じ、被害者等の被害に関する心情、被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮す

るよう努めなければならないものとする。

3 より犯罪被害者等の視点に立った指導

具体的な賠償計画を立て、賠償に向けて就職活動を行うことや、就労により貯蓄した一定額を被害者に送金することについて、生活行動指針に設定し、これに即して生活し、又は行動するよう指導を行うための運用に関する規律を規則等で設け、当該指導の充実を図る。

〔補足説明〕

1 概要1（刑の執行等の初期段階における被害者等心情等伝達制度）について

概要1(1)は、受刑者等について、被害者及びその親族の心情等を理解させることの重要性に鑑み、被害者等から申出があったときは、その心情等を聴取することとするものである。

概要1(2)は、同(1)で聴取した心情等を適切に矯正処遇・矯正教育にいかすこととし、聴取した心情等を踏まえた処遇を行うために、刑事施設における処遇要領又は少年院における個人別矯正教育計画を策定・変更するに当たっても、必要に応じ当該心情等を参酌することとし、そのようにして行われた矯正処遇等の状況・結果を踏まえた仮釈放等の申出・審理を行うこととするものである。この施策については、刑事収容施設法第84条又は少年院法第34条等の規定に基づいて実施することができ、新たな法整備は要しないものと考えられる。

概要1(3)は、申出をした者が希望する場合には、聴取した内容について、受刑者等に伝達することとするものである。

概要1(4)は、同(1)の聴取について刑事施設の長等と地方更生保護委員会及び保護観察所の長とが連携して行うものとするほか、刑の執行等の初期段階において刑事施設の長等が聴取した内容が矯正処遇・矯正教育や保護観察にいかされ、そのようにして行われた矯正処遇等の状況・結果を踏まえた仮釈放等審理が行われるものとするためには、聴取した内容や伝達した内容を刑事施設等から地方更生保護委員会や保護観察所の長に情報提供するなどして連携を図る必要があることから、刑事施設の長等は、聴取又は伝達について地方更生保護委員会及び保護観察所の長と連携を図るよう努めなければならないこととするものである。

概要1(5)は、仮釈放等の審理について、更生保護法第38条第1項は「仮釈放に関する意見及び被害に関する心情」を被害者等から聴取するものと規定しているところ、仮釈放等に関する意見の一部として聴取していた生活環境の調整や仮釈放等期間中の保護観察に関する意見もそこに含まれる

ことを明示的に規定するものである。

これらの点に関し、矯正処遇等については、被害者等の被害に関する心情、被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するよう努めなければならないものとするを法律の総則において規定すべきであるとの意見があった一方で、概要1(1)のとおり「被害者及びその親族の心情等を理解させることの重要性に鑑み」と法律に規定することにより、被害者の心情等を考慮して処遇を行うという総則的な意味合いを持たせることができるので、それ以上の規定を設ける必要はないとの意見があった。

2 概要2について

概要2は、保護観察処遇や仮釈放等審理において、被害者等の視点を加えることで、保護観察対象者が被害者等の心情や状況等を理解して、それを踏まえて行動することを促すため、更生保護法第3条の規定により保護観察等の措置をとるに当たっては、措置の内容に応じ、被害者等の被害に関する心情、被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するよう努めなければならない旨の明文規定を設けることとするものである。

3 概要3（より犯罪被害者等の視点に立った指導）について

概要3は、保護観察対象者が改善更生する上では、被害者への損害賠償等に向けた努力をしていくことが重要であることから、具体的な賠償計画を立て、賠償に向けて行動すること等を生活行動指針として設定し、これに即して生活し、又は行動するよう指導を行うための運用に関する規律を規則等で設け、当該指導の充実を図ろうとするものである。この施策については、概要2の規定が設けられることを考え合わせると、更生保護法第56条に基づいて実施することができ、新たな法整備は要しないものと考えられる。

第3 刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進等

考えられる制度の概要

1 保護観察の仮解除

- (1) 保護観察を仮に解除する処分は、保護観察所の長が、健全な生活態度を保持している保護観察付執行猶予者について、遵守事項又は生活行動指針の遵守状況その他法務省令で定める事項を考慮し、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができることを認めるときにするものとする。
- (2) 保護観察所の長は、保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者について、その行状に鑑み再び保護観察を実施する必要があると認

めるときは、仮に解除する処分を取り消さなければならないものとする。

2 刑の執行猶予中の保護観察の解除

刑の執行猶予中の保護観察を、一定の場合には、解除することができるものとする。

〔補足説明〕

1 概要1（保護観察の仮解除）について

概要1は、刑の執行猶予中の保護観察において、適時に仮解除を行うことを可能とし、その活用の促進を図ることで、対象者の改善更生に向けた意欲を高めるため、仮解除の主体を地方更生保護委員会から保護観察所の長に変更することとするものである。

また、主体を保護観察所の長に変更するに当たっては、その判断の客観性・適正性を確保するため、仮解除の要件・基準を具体的かつ明確なものとするのが相当であることから、仮解除は、遵守事項又は生活行動指針の遵守状況その他法務省令で定める事項を考慮し、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができるものと認められるときにすることとするものである。

2 概要2（刑の執行猶予中の保護観察の解除）について

概要2は、刑の執行猶予中の保護観察について、解除することができることとするものである。

解除制度を設ける必要があるか否かについては、仮解除の活用促進に加えて解除制度を導入すべき事案があるのか疑問があるとの意見、解除の仕組みによってどのような処遇効果が期待できるのかを検討すべきとの意見があった一方で、改善更生をより促進することが期待できること、再犯のリスクが低い者に対しては必要以上の処遇を行えばかえって再犯を起しやすくなること、少年法の保護観察処分には解除制度が存すること等から、解除制度を設ける必要性があるとの意見があった。

また、制度の枠組みに関し、解除によって不可逆的に保護観察を再開できなくなるので解除の要件及び基準は相応に厳格なものとならざるを得ず、解除の要件及び手続をどのようなものとするか課題が残るとの指摘、猶予の期間中保護観察に付するという内容の裁判が、解除によって保護観察に付されないこととなるので、裁判の内容をこのように事後的に変更することに相当性が認められるかを検討すべきであるとの意見、判断主体を裁判所とするか地方更生保護委員会とするか等の検討課題があるとの指摘があり、さらに、これらの検討課題については、刑法に関する専門的

見地からも、更に議論を深めるべきであるとの意見があった。

第4 外部通動作業及び外出・外泊の活用等

考えられる施策の概要

刑事施設内から社会内に向けて円滑な移行を図るため、以下の取組を行う。

- 1 矯正施設と更生保護官署との連携を強化するとともに、更生保護施設や雇用主の協力を得て、外部通動作業及び外出・外泊の環境を整備し、これらの活用を促進する。更生保護施設が受刑者等の外出・外泊を受け入れることについて、更生保護事業法上の収益事業の収益を充てることができる「公益事業」として更生保護事業法施行規則（平成8年法務省令第25号）に規定する。
- 2 職員の監督の下で行う刑事施設外処遇を拡大するとともに、受刑者の状況に応じて施設や居室区画を変更するなど、刑事施設内の開放的な処遇の拡大に向けた取組を推進する。
- 3 更生保護施設の宿泊義務付けを活用するなどして施設内から社会内に円滑に移行できるよう仮釈放後の段階的な処遇を実施する。

〔補足説明〕

改善更生及び再犯防止を図る上では、矯正施設からの社会復帰を円滑にすることが有益であることから、矯正施設から社会内への円滑な移行を図るための取組を行うものである。これらの施策については、更生保護事業法第6条、刑事収容施設法第87条、第88条、更生保護法第51条第2項第5号等に基づいて実施することができ、新たな法整備は要しないものと考えられる。

第5 保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用の在り方等

考えられる制度の概要

- 1 保護観察所の長は、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者について、必要があると認めるときは、少年鑑別所の長に対し、鑑別を求めることができるものとする。
- 2 保護観察所の長は、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者について、保護観察の処遇を見直す場合において、鑑別のために特に必要があると認めるときは、裁判所の許可を得て、少年鑑別所又は刑事施設に收容し、少年鑑別所の長に対して鑑別を求めることができるものとする。
- 3 2の收容の期間は、10日間とする。

〔補足説明〕**1 概要1について**

概要1は、保護観察においてアセスメントを行うときや処遇方針を策定等するとき、少年鑑別所が行う調査を活用することにより、処遇のために必要な情報を得て、その充実を図るため、保護観察所の長が、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者について、少年鑑別所による鑑別を求めることができることとするものである。

2 概要2及び3について

概要2は、保護観察対象者の問題性が大きく、指導によってこれを改善できず、このままの処遇方法では保護観察の実施が難しい状況にある場合に、犯罪に至る背景や問題性を改めて把握し、保護観察の実施計画や特別遵守事項の内容といった処遇方法の見直しを行うため、特に必要があると認めるときは、収容を伴う鑑別を求めることができることとするものである。

概要3は、この場合の収容期間について、これが身体の拘束という制約を伴うものであることから、その負担が過大とならないようにすることが適当と考えられる一方、効果的な収容を伴う鑑別を行うためには、少なくとも10日間程度の期間を要すると考えられることから、収容期間を10日間とするものである。

これらについては、この措置を設けるのであれば、現行の留置制度と組み合わせた制度とすることが考えられるとの意見があった一方で、特に保護観察付執行猶予者については、實際上、留置される件数そのものが少なく、留置されれば、多くはそのまま執行猶予の取消しに結び付いている現在の留置制度の運用状況を踏まえると、留置制度とは別の新たな制度を設けることが望ましいとの意見があった。

3 その他（対象となる者の年齢）

少年鑑別所の鑑別の対象となる保護観察対象者について、概要1又は概要2のいずれの場合であっても、必要があると認めた場合に限り保護観察所の長が鑑別を求めるのであるから、年齢を限定する必要はないと考えられる一方で、少年鑑別所は、従来から成人の少年院在院者に対する処遇鑑別を相当数実施しており、特に若年受刑者に対する調査についてノウハウを蓄積してきたところであり、高い効果を期待できることから、このような高い効果が期待できる若年者に限定しておくということも考えられ、また、対象とする年齢については、少年鑑別所の組織・体制にも関わる事柄であり、実務的な観点からも調査・検討を行った上で確定する必要がある

との意見があった。

第6 更生保護事業の体系の見直し

考えられる制度の概要

1 更生保護事業の体系の見直し

- (1) 「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」とし、更生保護施設に宿泊させて行う社会生活に適應させるために必要な生活指導に「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」が含まれることを明文化する。
- (2) 「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」とし、これが金品を給与し、又は貸与することに加え、通所又は訪問による継続的な保護を行い、地域定着を助ける事業でもあることを明文化するとともに、「社会生活に適應させるために必要な生活指導（特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助を含む。）」を行うことができることを明文化する。
- (3) 「連絡助成事業」を「更生保護連携拠点事業」とし、現行の連絡助成事業の内容に、更生保護に係る連携の拠点としての新たな役割を加える。

2 参入の要件

- (1) 国及び地方公共団体以外の者で宿泊型保護事業を営もうとするものは、法務大臣の認可を受けなければならないものとする。
- (2) 国及び地方公共団体以外の者で通所・訪問型保護事業又は更生保護連携拠点事業を営もうとするものは、法務大臣に届け出なければならないものとする。

3 その他

更生保護法第58条第6号に定める補導援護の方法及び同法第85条第1項に定める更生緊急保護の方法について、社会生活に適應させるために必要な生活指導に「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」が含まれることを明文化する。

〔補足説明〕

1 概要1（更生保護事業の体系の見直し）について

概要1(1)及び(2)は、薬物依存からの回復に向けたプログラム等の専門的な処遇について、その水準を確保するとともに、活用を一層促進するため、更生保護施設が行う処遇として明確に位置付けるとともに、退所後等の通所処遇を事業として法律上明文化するものである。

概要1(3)は、民間施設の取組を保護観察処遇に活用することが有用であるものの、その前提となる地域における社会資源の開拓や、関係機関

・団体との連携協力体制の構築を一層進めることが必要であると考えられることから、更生保護事業に、更生保護に係る連携の拠点としての新たな役割を加えることとするものである。

2 概要2（参入の要件）について

「宿泊型保護事業」（概要1(1)）、「通所・訪問型保護事業」（概要1(2)）のいずれも、現行法の事業内容と実質的に差異はないことから、現行と同様に法務大臣の認可又は法務大臣への届出によって営む事業とすることとしている。また、「更生保護連携拠点事業」（概要1(3)）については、現行の連絡助成事業よりも広がりのある事業内容になることが考えられるが、現行の連絡助成事業は、継続保護事業のように継続的に被保護者の処遇に直接関わる事業ではないことから認可制ではなく届出制にされており、今般の見直しに当たっても、その趣旨は維持されるべきであると考えられることから、現行の連絡助成事業と同様に、法務大臣への届出によって営む事業とすることとしている。

3 概要3（その他）について

概要1(1)及び(2)において、更生保護事業における社会生活に適応させるために必要な生活指導に「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」が含まれることを明文化することに伴い、更生保護法に定める補導援護の方法及び更生緊急保護の方法についても、同様にこれが含まれることを明文化するものである。